

全 員 協 議 会 記 録

令和3年6月11日（金）

杉 並 区 議 会

目 次

杉並区基本構想答申案について	3
質疑	
今井ひろし議員	10
中村康弘議員	18
野垣あきこ議員	25
奥山たえこ議員	29
太田哲二議員	34
新城せつこ議員	38
松本みつひろ議員	43

全 員 協 議 会 記 録

日 時	令和3年6月11日(金) 午後1時00分～午後3時35分		
場 所	議場		
出席議員 (46名)	副議長 松尾 ゆり ひわき 岳 山本 ひろ子 酒井 まさえ 田中 ゆうたろう 川野 たかあき 北 明 範 國崎 たかし 松浦 威 明 富田 た く そね 文 子 藤本 なおや 大槻 城 一 井原 太 一 今井 ひろし 金子 けんたろう けしば 誠 一 奥山 たえこ 岩田 いくま 渡辺 富士雄 安齊 あきら 吉田 あ い 小川 宗次郎	議 長	松本 みつひろ 関口 健太郎 野垣 あきこ 佐々木 千 夏 小林 ゆ み 中村 康 弘 わたなべ 友 貴 矢口 やすゆき 山田 耕 平 奥田 雅 子 堀部 やすし 川原口 宏 之 大泉 やすまさ 大和田 伸 浅井 くにお くすやま 美 紀 新城 せつこ 木梨 もりよし 太田 哲 二 島田 敏 光 脇坂 たつや 大熊 昌 巳 井口 かづ子
欠席議員 (2名)	ほらぐち ともこ		山本 あけみ
出席説明員	区 長 田 中 良 副 区 長 吉 田 順 之 政策経営部長 関 谷 隆 情報・行革担当部長 手 島 広 士 行政管理課長 細 谷 裕 史 財政課長 中 辻 司 事務政策経営参	副 区 長 宇賀神 雅 彦 教 育 長 白 石 高 士 施設再編・整備担当部長 事業調整担当部長 高 山 靖 企画課長 山 田 隆 史 施設再編・整備担当課長 最 上 亮 総務部長 白 垣 学	

出席説明員	総務課長 寺井茂樹
事務局職員	事務局長 渡辺幸一 事務局次長 内藤友行
	議事係長 蓑輪悦男 担当書記 森 菜穂子

議長 これより全員協議会を開会いたします。

最初に、お諮りいたします。

傍聴人から撮影、録音、パソコン等電子機器使用の希望があった際は、これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議ないものと認めます。よって、申出があった際は許可することといたします。

本日の議題は、杉並区基本構想答申案についてであります。

このほど区長から、この件について全議員に説明したい旨の申出がありましたので、本日、全員協議会を開会することとしたものであります。

初めに、区長から挨拶があります。

区長 本日は、御多忙のところ全員協議会を開催いただき、誠にありがとうございます。開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

区では、これまでの取組実績や今後の区を取り巻く社会経済環境等の著しい変化を見据えつつ、今後おおむね10年程度の将来を展望した区政の進むべき方向性を示す新基本構想の策定に向け、公募区民や区内団体、学識経験者、区議会議員から成る杉並区基本構想審議会を設置し、昨年8月に審議会における審議が開始されました。

このたび、当審議会におきまして新基本構想の答申案がまとめられたところでございます。審議会委員の皆様には、この間真摯な御検討をいただきましたことを、この場をお借りし、心より敬意を表するものでございます。

さて、この答申案につきましては、本日の全員協議会で御説明した後、今月15日から審議会が主体となったパブリックコメントが行われると伺っております。パブコメ期間中には、区民向けの説明会やオープンハウス形式の説明の場を設け、区民等の御意見を幅広くお聞きした上で、本年9月には正式な答申がなされる予定でございます。また、答申を受けた後、第3回区議会定例会の会期中に新基本構想を御提案してまいる予定でございます。

本日は、審議会がまとめた答申案の概要につきまして、審議会事務局から御説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上、簡単でございますが、冒頭の御挨拶に代えさせていただきます。

議長 それでは、これより説明を聴取いたします。

政策経営部長 それでは、現在審議が行われております基本構想審議会においてこのたび取りまとめられました新たな基本構想の答申案につきまして、これまでの審議の経過及

び答申案の総論部分について、私から御説明させていただきます。各論に当たる部分につきましては、引き続き企画課長から御説明をさせていただきます。

まず、基本構想審議会のこれまでの審議の経過についてですが、参考資料を御覧いただきたいと思います。

当該審議会は、令和2年第1回区議会定例会におきまして、審議会設置に係る条例を御議決いただいたところでございます。昨年8月25日には第1回目の審議会を開催し、審議会の会長に青山佾明治大学名誉教授が、また副会長には奥真美東京都立大学都市環境学部教授が選出され、新基本構想策定に向けた審議が開始されたところでございます。これまで、委員42名全員で構成する全体会を計5回、テーマごとに設置した4つの部会を延べ18回、起草作業を担う調整部会を計5回、それぞれ開催してまいりました。本日御説明する答申案は、そうした議論を経て取りまとめた内容でございます。

コロナ禍の中での審議でございましたが、対面での会議におけるアクリル板、換気、検温といった感染防止対策はもとより、リモートでの打合せ、さらに対面とリモートのハイブリッド型での会議も行ってきたところでございます。

各回の主な議事につきましては、資料に記載のとおりでございますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

続きまして、新基本構想の答申案の概要につきまして御説明をいたします。お手元に基本構想答申案を御用意しておりますので、お目通しください。

1枚おめくりいただきますと、目次がございます。もう1枚おめくりいただきますと、「はじめに」と記載がございます。ここでは、現基本構想の下での10年間の取組を振り返るとともに、今後の本格的な少子高齢社会の到来や人口構造の変化、脱炭素化に向けた取組の必要性やデジタル変革への対応など、変化のスピードが激しく、先行きの見通しが難しいこれからの時代に、区民と区が手を携えて、時には制度や規制の壁に挑み、乗り越えていく姿勢が求められること、そうした中で区政の未来を明るく照らすよりどころとして新基本構想を策定すること、そしてみんなで共有し育てていくことの意義について記載してございます。

続きまして、1ページをお開きください。第1が基本構想策定の背景でございます。

ここでは、基本構想の役割と期間設定を記載してございます。同じページに基本構想の概念図も記載しているところがございますが、新基本構想は、区民と行政はもちろん、地域団体や民間事業者等を含めた杉並区に関わる全ての主体が共有する、おおむね10年程度の杉並区の将来像を展望する羅針盤として策定するものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。(3)として、現基本構想に基づいた区の取組

の振り返りについて記載してございますが、新基本構想の検討に当たり、基本構想審議会におきまして、現基本構想の5つの目標ごとに設定した取組項目の進捗状況の検証作業を行ってございます。この間の区取組につきましては、審議会委員から総じておおむね評価できるとの御意見でしたが、一方で、今後さらに推進していくべき課題についても御指摘があったところでございます。

続きまして、3ページをお開きください。今後おおむね10年程度を見据えた区を取り巻く環境変化と対応についてでございます。

こちらでは、①として人生100年時代への対応、②では確実に起きる災害への備えの重要性、③はSDGsの視点として誰一人取り残されることのない社会の実現について記載してございます。

4ページに参りまして、④は2050年カーボンニュートラルに向けた取組、⑤ではダイバーシティ、ソーシャルインクルージョンの観点、⑥は行財政基盤の構築や自治・協働、デジタル化の推進といった柔軟で高い課題対応力を持つ区政経営といった、いずれも今日的に大きな課題となる項目を6点にわたり記載してございます。総論部分で今後の区を取り巻く環境変化と対応の方向性について意を割いて記述しているのは、今般の基本構想の大きな特徴の1つとなっております。

続きまして、6ページをお開きください。第2、基本構想を貫く3つの基本的理念でございます。ここでは、基本構想に基づく取組を進めていく上での全体を貫く大きな方向性を示してございます。

第1に「認め合い 支え合う」、第2に「安全・安心のまち つながりで築く」、第3に「次世代を育み 引き継ぐ」、以上の3つの理念を掲げ、杉並区の発展に向けて取り組んでいくものとしてございます。

続きまして、7ページをお開きください。第3、杉並区が目指すまちの姿、いわば新基本構想を端的に表すキャッチフレーズというべき内容でございます。

現基本構想では「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」となっており、26文字と長いこともあり、区民にとって覚えにくいものとなっていたとの御指摘が今回の審議会でもございました。新しい基本構想においては、杉並の個性や特徴が端的に分かり、短い文章で区民が覚えやすいものとなることをコンセプトにし、御検討いただいたところでございます。

改めて杉並区の来し方を振り返りますと、昭和7年に産声を上げ、今や人口は57万人を数えるに至っております。また、住宅用地の割合が80%を超える杉並区は、良質な住宅都市のイメージが区内外に定着しており、3つの河川に囲まれた緑と水辺のあふれる

町並みがよき住民性を育む風土を形づくっていると考えてございます。

区の連綿とした発展の背景には、原水爆禁止署名運動や東京ごみ戦争の例に見られるように、区民の英知と行動の結集がございました。また、さきの東日本大震災の発災時には、被災自治体を応援するため多くの区民が立ち上がり、区を取組を後押ししたことは記憶に新しいところでございます。こうした区民の力こそが今後の杉並区の発展の礎であり、困難な時代を生き抜き、輝く未来を描いていく区の底力になるのではという御議論が審議会においてございました。

緑豊かなこのまちを次世代につなぎ、住宅都市というイメージを発展させ、安らぎと憩いがある住まいの場を守り、杉並区をさらに前進させていく観点から、今後おおむね10年程度を展望した区の目指すまちの姿を「みどり豊かな 住まいのみやこ」と設定いたしましたところでございます。「みやこ」という言葉には、そこに若干の解説を付しておりますが、単に都市、首都といった意味のみならず、何らかの特徴を持ったまちといった意味もでございます。住宅というハードだけでなく、安全や安心、またにぎわいや快適さ、さらには人の息吹や感情が感じられるようなソフト面からの住まいやすさ、住み心地を「住まいのみやこ」と表現したものでございまして、そこに暮らす区民にとって理想とすべき都市像を象徴的に表現したものと受け止めてございます。

以上が基本構想答申案の総論部分でございます。8ページ以降の各論部分につきましては、企画課長から御説明を申し上げます。

私からは以上です。

企画課長 引き続きまして、基本構想答申案の各論につきまして簡潔に御説明申し上げます。

答申案8ページを御覧ください。第4、分野ごとの将来像と取組の方向性でございます。

現基本構想では、分野別の目標として5つの目標を設定してございますが、新基本構想では、区民への分かりやすさや目的の明確化などの観点から、より細分化し、分野を8つに分け、それぞれ将来像を描いたところでございます。個々の分野において、今後進もうとすべき理念的、抽象的な取組の方向性をお示しした上で、その方向性をよりリアルにイメージすることができるよう、重点的な取組項目を複数挙げております。ただし、重点的な取組といっても、計画事業ベースの具体的なものではなく、あくまでも基本構想として掲げる大まかな内容となるよう議論を重ねられてきたものと受け止めております。

それでは、各分野の取組の方向性と重点的な取組につきまして御説明申し上げます。

9ページ、10ページをお開きください。防災・防犯分野でございます。こちらでは、「みんなでつくる、災害に強く、犯罪を生まないまち」という将来像の下、以下の取組の方向性でございますが、災害への備えを区民とともに描き、築く、また、みんなで支え合い、命を守り、暮らしを続けられるまちをつくるという視点に加えまして、犯罪が起りにくく、犯罪を生まないまちづくりを進めていくこととしてございます。

重点的な取組では、災害に強いまちづくりの基盤をつくるとともに、地域の防災対応力の強化、防犯力を高める対策の充実の3項目を掲げてございます。

続きまして、11、12ページをお開きください。まちづくり・地域産業分野でございます。こちらでは、将来像を「多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち」として、多心型まちづくりや、利便性が高く、多様なライフスタイルに対応でき、暮らしや環境と調和したにぎわいと活力のあるまちづくりを進めることとしてございます。重点的な取組につきましては、荻窪駅周辺をはじめとする各駅周辺まちづくりや、最新技術を活用した移動環境の創出など、4項目を記載してございます。

続きまして、13、14ページをお開きください。環境・みどり分野でございます。こちらでは、近年深刻な自然災害が多発しており、今や気候危機に直面しているという認識から、気候変動対策を含む環境施策の一層の推進を図るとともに、様々な環境問題に地域全体で取り組むこととし、4つの取組の方向性を記載してございます。重点的な取組では、建築物の断熱改修など気候変動の緩和策と適応策の推進や、食品ロスの削減、また多面的なグリーンインフラの整備や農地の保全など、5項目を挙げてございます。

続きまして、15、16ページをお開きください。健康・医療分野でございます。こちらでは、「『人生100年時代』を自分らしく健やかに生きることが出来るまち」という将来像の下、主体的な健康づくりを進めるとともに、住み慣れた地域で一人一人に合った医療が提供されるまちづくりを進めることとしております。また、ICTを活用した医療情報、介護サービスの提供や、今般のコロナ禍の教訓を踏まえた非常時における地域医療体制の強化について、重点的な取組を記載してございます。

続きまして、17、18ページをお開きください。福祉・地域共生分野でございます。こちらでは、国籍や性別、年齢の違いや障害の有無、性的志向や性自認等にかかわらず、「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」という観点から、共生社会づくり、多様な福祉基盤の整備やケアラーの支援など、3つの取組の方向性と重点的な項目を記載してございます。

続きまして、19、20ページをお開きください。子ども分野でございます。こちらでは、「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」という将来像の下、子

供の権利を大切にし、子供が主人公となるような取組を進めることや、子供の育ちを社会全体で支援する視点、安心して子供を産み育てられる環境をつくるといった3つの取組の方向性を掲げてございます。

重点的な取組は、子供の権利擁護及び児童相談体制の強化、子供も親も気軽に安心して過ごせる場所の整備、子育てを地域社会で支える取組の充実の3項目となっております。

続きまして、21、22ページをお開きください。学び分野でございます。こちらでは、将来を予測することが困難な時代に、自分らしい道を切り開き、人生100年時代を豊かに生きるとともに、新たな価値を生み出し、よりよい地域をつくるため、学びの支援や誰一人取り残されない社会実現に向けた条件と環境を整えることを取組の方向性に記載してございます。

重点的な取組といたしましては、ICTを活用した学校教育の質の向上、学校施設や社会教育施設の利活用を通じた学びの支援、社会教育士やファシリテーターなど地域人材の活動支援の3項目を記載してございます。

続きまして、23、24ページをお開きください。文化・スポーツ分野でございます。こちらでは、将来像を「文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち」として、以下の取組の方向性でございますが、多様な文化芸術の振興と多文化交流の推進、歴史的な文化資産の次世代への継承、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めていくこととしてございます。

また、歴史的な文化資産や地域の伝統文化に親しむ取組の推進や、学校施設の有効活用などを通じてスポーツ環境の充実を図ることなどについて、重点的な取組として記載してございます。

以上が8つの分野別の将来像及び取組の方向性並びに重点的な取組でございます。

引き続きまして、25ページをお開きください。第5、「区政経営の基本姿勢～区民と共に一歩先のステージへ～」でございます。ここでは、杉並区が目指すまちの姿や分野ごとの将来像の実現に向けて取り組んでいくに当たり、全体に通底する事項として、協働、デジタル、行財政運営の取組の方向性を示してございます。

第1として、「新たな協働のかたちをつくる」では、これまでの協働をさらに発展させ、多様な主体が柔軟に参加できる、いわゆるプラットフォームの構築に関連した言及をするとともに、協働の取組を推進する職員の育成も進めていくといった記載でございます。

第2は、「デジタルにより誰もが暮らしやすい社会に」ということで、(1)、区民の

I C T環境の充実の視点として、行政手続のオンライン化やA I等の新たな技術の活用、デジタル格差の解消などについて記載してございます。

また、(2)では、外部人材の登用や民間事業者との連携など、戦略的に行政のデジタル化を推進するとともに、万全な情報セキュリティ対策を講じていくこととしてございます。

続いて26ページでは、第3として「未来につなぐ区政経営の推進」でございますが、今後、区財政の状況は一層厳しさを増すことが見込まれる中、区政経営の大きな考え方を示してございます。

(1)の「時代やニーズの変化に弾力的に対応できる財政基盤を構築する」では、引き続き健全な財政運営に努めるとともに、従来の発想や前例にとらわれない歳入確保策の検討について記載してございます。

(2)の「新たな時代に向けた区政経営を推進する」につきましては、A Iの活用等を通じた業務効率化や施設の長寿命化、再編整備を進めることに加え、職員の昇任意欲の向上と専門性の強化、また区政への民間人材の積極的な登用、さらには、いわゆる縦割り行政、セクショナリズムの壁を排することなどを通じて行政内部の活性化をさらに進めるといった内容となっております。

また、(3)では、戦略的な広報など「区民目線で戦略的に情報を発信する」について記載してございます。

最後に、27ページでございますが、「未来につなぐ区政経営の推進」の(4)でございます。平成12年の都区制度改革以降、都区間の役割分担に応じた税財源の配分や事務分担につきましては、いまだ未解決の状況にございます。区が果たすべき役割と責務が増大する中、自治のさらなる発展を目指すため、今後の目指すべき自治の在り方について言及するとともに、自治体間連携の強化についても記載してございます。

以上が基本構想答申案の概要についての説明でございました。

最後に、今後の予定でございます。冒頭区長からの御挨拶にもありましたとおり、本日全員協議会での御報告後、基本構想審議会が主体となる6月15日から7月21日までの37日間のパブリックコメントを実施いたします。また、これに併せまして審議会委員による説明会を2回、区内6か所において、オープンハウス形式による地域説明会を開催いたします。今後、本日区議会から頂戴いたします御意見などを審議会へしっかりフィードバックするとともに、パブリックコメントなどでいただいた御意見を踏まえ、答申案に必要な修正を行った上で、9月には審議会からの答申をいただき、第3回区議会定例会の会期中に、新基本構想として議会に御提案してまいる予定でございます。

私からは以上でございます。

議長 以上で議題の説明を終わります。

これよりただいまの説明に対して質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、あらかじめ議会運営委員会で確認されておりますが、改めてお伝え申し上げます。

質疑は、各会派の代表者が演壇においてまとめて一括で御発言願います。質疑の時間は、答弁を除き、8分を目安にお願いいたします。

なお、残時間を表示いたしますので、参考としてください。

理事者の答弁を受けた後、再度の質疑がある場合は、残り時間の範囲内で自席にてお願いいたします。書記がマイクをお持ちいたします。

理事者の答弁は、時間の都合により、自席にてハンドマイクを使用してお願いいたします。

最後に、議場の入退室については、本会議に準じて、適宜出席者を調整していただいで結構です。

以上、円滑な進行に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、多数会派順に質疑を行います。

なお、質疑の対象は杉並区基本構想答申案に対するものですので、御留意願います。

あらかじめ各会派の代表者の方をお聞きしておりますので、私から御指名をいたします。

今井ひろし議員。

今井議員 まず初めに、今回審議会から示された答申案の特色はどんな点か、現基本構想との比較も含め、区としてどのように捉えているのか、お示してください。

第1、基本構想策定の背景から。

現基本構想の評価について一部言及があるが、審議会ではどのような形で検証が行われたのか、また区として現基本構想をどのように評価、総括しているのか、確認します。

次に、(4)、今後の区を取り巻く環境の変化とその対応について、総論に当たる部分で6点にわたって記述があり、この点については、他の自治体の基本構想ではあまり見られない工夫と感じていますが、どのような意図でこうした構成を取り入れることになったのか、確認します。

第3、杉並区が目指すまちの姿は、いわゆるキャッチコピーに当たる部分だと思います。「みどり豊かな 住まいのみやこ」という言葉ですが、審議会でこの言葉に決まった経緯、またどんな議論があったのかを確認いたします。

また、この「みどり豊かな 住まいのみやこ」については、我が会派からも、もっと洗練された表現はできなかったのかといった声が寄せられ、緑以外のアピールも必要なのではとの意見がありました。他方で、文化的な趣を感じるといった声も上がっており、多様な意見を集約するに当たって、シンプルかつインパクトのあるフレーズに決めるのは難しい作業だと思います。パブリックコメントでも同様の声が聞こえてくると思いますが、どのように賛同を増やすつもりなのか、お示してください。

今後、本格的な超高齢化社会が到来する中で、財政は先細りの傾向が強く懸念されます。こうした状況への処方箋としては、行財政運営をどれだけ適切に行っていくことができるのかということに尽きるのではないかと考えています。審議会では今後の行財政運営の見通しについてどのような議論があったのか、確認します。

関連して、少子高齢・人口減少社会が本格的に進む中で、これからの時代はばら色の世界が待っているわけではなく、財政も含めて、いかに戦略的に縮んでいくかが重要になっています。これは、経済成長を絶対的な目標としなくても十分な豊かさが達成されていく社会、いわば定常型社会の構築こそがポイントであると考えます。区民を含む全ての皆様には、視点を見直した課題に互いに取り組み、協力や協働などの力をお借りしながら新たな地域コミュニティーを創出し、新たな幸福感を見いだしていくことが必要であると考えます。

素案の書きぶりを見ていると、こうした要素はちりばめられているものの、危機感の伝わり方はいま一つ弱いのではないかと感じます。区民は区政当局ほど危機感を感じているか、懸念があります。基本構想は、夢を語ることももちろん大切だが、同時に、目を背けてはならない今後の社会についても、しっかり伝えることが必要ではないかと考えますが、審議会での議論はあったのか、確認します。

コロナ禍という未曾有の危機対応を行う中で審議会を進めてきたわけですが、コロナ禍について直接言及した箇所が少ないように見受けられます。審議会の委員から、コロナ禍というか感染症対策などの記述について審議会でも出された意見の概要をお示ください。

今後のパブリックコメントは基本構想審議会として実施するとの説明だったが、それはどの規定を根拠に行うとしているのか。区の最上位の計画だが、区としてはパブコメを実施しないということによいのか、確認をいたします。

次に、第4、分野ごとの将来像と取組の方向性について伺います。

まずは、防災・防犯ですが、現基本構想と比較して内容の発展性が薄いと感じます。例えば、ICTの視点などは少なく、これからのドローンの活用やAIやビッグデータ

などの視点は欠かせないものとするが、審議会ではどのような議論がされたのか。また、区が現基本構想で残した未達成の目標への取組について、議論経過もあれば併せてお示しください。

次に、まちづくり・地域産業ですが、まちづくりの視点が8割を占めて、地域産業については、新しく産業を創出する視点がないように思います。人材育成も含めて、事業創出の視点は入れるべきではないかと考えますが、審議会での議論経過を確認します。

次に、環境・みどりですが、環境のことが多く、書きぶりが抽象的です。区として取り組めることは限られていると思います。これこそ定常型社会の視点が必要で、戦略的縮小と併せて、新たな省エネルギーの視点の取組を示唆すべきと考えます。審議会のどんな議論があったのか、お示しください。

また、区に存在している自然環境や緑の将来をどうしていくのか、地域住民とどう行動していくのかの視点も必要と考えます。併せて議論の経過をお示しください。

次に、健康・医療ですが、介護予防や認知症予防、地域包括ケアの充実などの視点が見受けられません。また、ICTの記載はありますが、AIの活用やビッグデータ、リモート診療、ロボットの活用など、未来の医療についての視点が必要と考えます。どのような議論があったのか。また、支える側の視点についても記載が少ないですが、審議会での検討をされたのか、確認します。

次に、福祉・地域共生ですが、我が会派からは多くの意見が出され、方向性について、(1)はほかにも様々な視点があることから、記載を具体的な表現ではなく「グローバルな多様性社会」として、「包含して理解し合える共生社会を構築する」といった表現がよいと考えています。また、福祉の視点で、若者の貧困やひきこもり、障害者、虐待防止を含むなどの現代の課題の記述が必要と感じます。審議会での議論の経過について確認します。

次に、子どもですが、「子ども」の表記はなぜ平仮名なのか、その表記の意味としてどんな議論があったのか、確認します。

子供の権利についての記述は義務や社会性との並列表記が望ましいが、審議会での議論があったのか、お示しください。

また、大事な視点として、子供の成長をどのようにサポートしていくかの点が抜けています。その辺り、経過をお示しください。

次に、学びです。学校教育についての記述がありませんが、大卒の学校教育の視点やCSの活用、不登校やいじめなどへの視点も必要と考えます。どんな議論があったのか、確認します。

次に、文化・スポーツですが、文化や郷土愛を育む視点として、区民との協働の取組、方向性が弱いように感じます。審議会ではどんな議論が行われたのか。また、スポーツに関しては、総合型地域スポーツクラブの設置などの新たなコミュニティー創生について議論がなかったのか、確認いたします。

最後に、第5、区政経営の基本姿勢ですが、「未来につなぐ区政経営の推進」の中の(2)に「セクショナリズムの壁を排し、組織全体の力を結集させて課題解決に努めます。」との記載がされています。これは具体的にどんな意味なのか、見解を伺います。

また、(4)には行政課題への連携の取組が記載されています。今後、もっと組織間連携の強化を明確にすることが求められていると考えますが、審議会ではどんな議論があったのか、確認して、質問を終わります。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 それでは、私のほうから、3点の御質問について御答弁させていただきます。

1つが、現基本構想をどのように評価、総括しているのかというものでございました。現基本構想の策定時は、リーマンショックの影響のただ中であって、その審議過程で東日本大震災が発生という状況でございました。

今の基本構想の基本的なトーンですけれども、少子高齢化の一層の進展、首都直下地震等の災害の発生の切迫性だとか、変化する東京と区のまちづくり、厳しい財政状況と区立施設の更新等々といった大きい課題が挙げられまして、それについての解決の正しい道筋が描かれたものと受け止めています。

この基本構想に基づく総合計画につきましては、今基本構想審議会でも、それについてどうだったかという検証といいますか、そうした議論もございました。課題があるものの、総じて評価ができるという御意見をいただいたところでございます。

また、複数の委員の方々が、この議論の過程で、新基本構想の基本的なトーンというのは、今の基本構想の基本線を引き継いで議論していくのが妥当という見解も示されたところでございます。東日本大震災の発生直後という危機意識を共有しながら、今に引き継ぐ課題を大変適切に提起し、現在に至るまで未来の道筋をしっかりと指し示す、航路に間違いのない羅針盤としての役割をしっかりと果たしてきたのではないかなと受け止めております。

次に、「みどり豊かな 住まいのみやこ」、いわゆる将来像についての御質問がございました。この議論についてどんな経緯があったのか、また、どのようにこれについての理解、賛同者を増やしていくかという御質問でございました。

これは、とにかく区民にとって覚えやすいキャッチーな内容にしていくという方針が打ち出されて、それに基づいて審議会委員から案を募集しまして、委員等の意見を踏まえて、第4回の審議会でも3案に絞ったところでございます。その場での意見の中で、例えば多くの方々が、「みどり」というのは区を特徴づけるもので、これまでも様々な基本構想、区がたどってきた基本構想の中でも「みどり」は外していないということで、「みどり」は入れるべきという意見もございました。

また、住宅都市というイメージについては、これはこれでいい、ただ、住宅都市についてはハード先行のイメージがあって、ソフトを含めた、もう少し平たく、あるいは総じて表現できるようにしていくべきだと。第4回の審議会でも、この「住まいのみやこ」、前にくっつける文面は違っていたんですが、「住まいのみやこ」という表現を入れてございました。そうしたそのときの意見なんかを踏まえて調整部会で再度議論しまして、トータルに、今までの区民が大切にしてきた住む人の幸せだとか連綿とつなぐ文化、よき住民性、全てを包含したイメージとして、「住まいのみやこ」を「みどり」と組み合わせたいこうということになりまして、現案ということになったものでございます。

これについては解説も加えておりますし、また、この間の経緯等についても、将来像の前文のところでも触れてございますが、改めてパブコメ期間中の説明会で力点を置いて説明したり、またオープンハウスの場でもパネル等を工夫して理解促進に努めてまいりたいと考えております。

3点目です。私からの最後でございますけれども、財政は先細りをしていく、そうした中で定常型社会、しぼんでいく社会ということを念頭に置いて、みんなで力を合わせて新しい地域コミュニティーの形を生み出していくことも必要ではないかという御意見がございました。

これについて、第1回目の基本構想審議会でも、課題認識の共有ということで、本格的な超高齢社会の到来だとか人口構造の変化、大災害への備え等、論点整理を踏まえて、そうした資料を御提示させていただきました。非常に課題が山積する中で、財政運営も厳しくなってくる、また、実際に議論が出ましたけれども、ふるさと納税の税の流出といった事態も続いていく、こうした認識が示されつつ、処方箋として示されたのが、この間の健全財政の取組は継続しつつ、収益を生み出すということが大事じゃないかと。これは第4部会で実際に議論されました。言葉自体は入れてございませんが、そのときは皆さんから、「稼ぐ力」という表現を入れて、区が本気度を出して収益確保の取組を強化して、それを行財政基盤の強化につなげていく取組を打ち出していくべきだといっ

た議論が展開されたわけです。

一方で、職員のグローバルな視野を培っていく必要性についても議論がありました。例えば職員を大きな民間企業に派遣していく、そういった議論もございました。一方で、先ほど質問の中でございました戦略的に縮んでいく必要性についての意見もあったわけでもございまして、この点については、住民サービスの標準を示すことによって職員数等のリソースの適正性を判断していく必要性だとか、今後10年の資源等の構造を見詰め直して、何が必要となるのか見える化して、選択と集中について整理する必要がある、こういった議論が展開されたところです。

そうした中で、コミュニティーというところでいくと、例えば社会が成熟、縮小していく中で、新たなコミュニティーによって幸福を見いだしていくといった記述ですけれども、直截的ではないものの、人生100年時代の中で高齢者が支えられる側から支え手となって、地域の中で生きがいだとか社会的役割を持って活躍するという記述、あるいはソーシャルインクルージョンという考え方に立って、人と人とのつながり、連携と協力によって地域課題を解決していく取組の必要性についても、「区を取り巻く環境変化と対応」の中で、基本構想の中で述べているところでございます。これも御指摘の定常型社会への文脈として捉えられるのではないかなと受け止めてございますが、御指摘については、また基本構想審議会のほうへフィードバックしてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

企画課長 私からは、残りの御質問にお答えいたします。

まず、答申案の特色についてでございます。

これにつきましては、現基本構想も、その策定途上で東日本大震災という大きな危機に見舞われましたが、今回もコロナ禍という大きな試練に直面している、そういう中で策定となりました。また、人口減少社会が間近に迫っております。さらに、本格的な超高齢社会の到来を考えますと、より困難な時代に差しかかっているという認識は委員間で共有されていたものと存じます。

これを乗り越えていくためには、行政のみの力ではなく、区民とともに力を合わせる姿勢、これは現基本構想でもうたわれておりましたが、さらには、今後、地域団体とか民間事業者も含めた広範な関係者と連携していくことが重要ということでの審議が行われております。

デジタル化の進展という、区民にとってもまた行政にとっても非常に大きな課題が目の前に浮かび上がってきております。これに対しましての対応も急務となっているとい

う点も大きな特色、視点だと認識いたしております。

一方、こうした時代認識とか課題認識の中にあっても、今後の区民の夢と希望の道しるべとなるような前向きなメッセージを示していきたいというような考え方も貫かれてまとめられた答申案であるという点が特色ではないかと考えてございます。

次に、評価・検証につきましては、全体会におきまして総括的にまとめ資料を事務局から提示しまして、また各部会においては、各分野で行われてきた内容についての御説明も区の事務局から行っております。具体的には、部会のまとめの中で、これまでの10年間の取組の進捗あるいは検証・評価という項目を設定して、審議会として共有してまいったところでございます。

次に、今後の区を取り巻く環境変化とその対応、これはどういう意図で取り入れられることとなったのかという点でございます。これは、現構想の10年間で振り返りながら今後のことを俯瞰的に議論してきた際に、多くの委員の方から共通項として意見が出された社会環境などの変化の状況、またそれにどう対応していくかという方向性、課題について6点にまとめて、総論的に記述することになったものと理解しております。

続きまして、コロナ禍についての記載、記述でございますが、現在のコロナ禍の深刻な状況はしっかり踏まえつつも、おおむね10年というスパンで考えたときには、コロナについての記述はあまり多くないほうがいいのではないかなという御指摘、御意見が複数あったところでございます。ただ、新しい生活様式を含めまして、社会の大きな転換点ということについての認識は、委員の多くの方に共有されていたものと認識してございます。

また、パブリックコメントの根拠規定ということでございます。これは、区民等の意見提出手続に関する条例第4条第2項に基づき、附属機関が行うパブリックコメントとして実施するものでございます。区としては、審議会が行うパブコメの結果に基づいた最終答申を最大限尊重する立場であることから、区としてのパブコメは行わない予定でございます。

以下、分野ごとの将来像につきまして何点か御質問いただきました。分野ごとの将来像についての御意見は、しっかりと審議会にフィードバックをしていきたいと考えてございます。そこを前提に御質問にお答えいたします。

まず、防災分野でございますけれども、ICTを活用した震災救援所の運営あるいはスマホを活用した安否確認システムといった具体的な御意見もございました。デジタルテクノロジーに関しましての議論もありました。基本構想の全編にわたりまして、デジタル化、ICTの活用が色濃く打ち出されている中で、防災・防犯の分野には具体の記

述は今のところ入っていないということで認識しています。また、未達成の数値目標についても、積み残しの課題については、引き続きしっかり取り組んでいくべきだという御意見も出されていたところでございます。

次に、まちづくり・地域産業の議論の経過でございます。住環境と調和しながら新たな産業を興していくという議論はあったものと認識しております。中でも、杉並らしい文化などの知識集約型の産業、こういったものが芽生えるあるいは根づいていくというイメージでの議論が行われていたところでございます。

次に、環境・みどりですけれども、カーボンニュートラルの考え方にしっかり言及し、環境負荷を低減する方向感をこれまで以上に強く打ち出していくべきとの趣旨の御意見が多かったところです。生物多様性、自然環境の保全、また緑の維持発展ということの重要性などについても、御意見をいただいているところでございます。

次に、健康・医療でございます。ここについては、介護予防、フレイル予防といった文言は直接入っておりませんが、人生100年時代を見据えて、趣味や居場所などを含めた社会参加の仕組みづくりが求められるとの意見は、数多く出されたところでございます。

I C T技術の活用では、ビッグデータあるいはパーソナライズされた医療情報の提供という議論も行われておりました。さらに、支える側、つまり医療の提供体制に関しましても、病院のベッド数が少ないという杉並の地域の状況も踏まえまして、関係機関の連携協力、在宅医療体制の充実といった視点での御意見、御検討があったものと認識しております。

福祉・地域共生の分野におきましては、まさに多様性を重んじ、誰一人取り残されない社会という今日的視点の重要性が幅広く共有され、その方向での議論が行われたものと認識しております。複数の部会における複数の委員からの御意見なども踏まえまして、審議会として答申案の具体的記述内容はお示ししたとおりということになってございます。いただいた御意見はしっかり審議会のほうにフィードバックをしております。

若者、障害者についての記述につきましては、福祉の対象者をカテゴライズするというよりも、地域共生の下でソーシャルインクルージョンという考え方に基づいた議論が展開されていたと認識しております。

「子ども」の漢字表記も含めてでございますが、今回の審議の中では、漢字表記のことは論点にはなっていなかったものと認識しております。子供の権利については、まず子供一人一人が主人公であるというところから出発すべきという意見が複数あったところでございます。また、子供の成長を、親だけでなく地域社会全体で担っていくという

点は、取組の方向性でも示されているものと受け止めております。

学びでございますが、コミュニティ・スクールを含め、地域とともにある学校という視点は、杉並区のこれまでの学校教育の到達点として高く評価をされておりました。また、今後もより発展させていく方向での議論があったものと認識をしております。学校教育の中でも、多様な価値観、様々な生き方を認め、孤立を防ぐ、自己肯定感を高めるといった方向での議論が行われていたところではあります。

分野別の最後、文化・スポーツでございます。これにつきましても、文化、スポーツいずれも地域との関わりや区民との協働の視点が大事だということについて異論はなかったところと理解しております。スポーツにつきましては、御指摘いただいた総合型地域スポーツクラブそのものへの直接の言及はございませんでしたが、学校施設の有効活用が必要だという点については、多くの委員から御意見、御指摘があったところと記憶しております。

最後に、区政経営の基本姿勢の中で、「セクショナリズムの壁を排し、」というところでございます。これにつきましては、端的には、いわゆる縦割りの打破、横串を刺した取組という視点での言及でございました。

また、組織間連携につきましても、これまでの災害時の相互支援といった点に加えまして、例えばカーボンオフセットなど、他の自治体とのやり取りで環境負荷の増大による影響を避けていくといった意味合いからの御発言も複数あったものと認識しております。

議長 以上で今井ひろし議員の質疑を終わります。

中村康弘議員。

中村議員 それでは、このたび杉並区基本構想審議会より出されました答申案につきまして、杉並区議会公明党を代表して、9点にわたって御質問をさせていただきます。

まず1点目、基本構想審議会、今回、区民（公募、団体推薦）、区議会議員、また学識経験者と、42名の委員の方々に議論していただきました。バックグラウンドも多種多様な方々がいらっしゃいまして、その審議に関しましても、大変多岐にわたる意見が出されたものと思いますが、それらの意見を取りまとめるに当たりまして、審議会の事務局として特に意を用いた点があれば、お示しをいただきたいと思っております。

2、審議会では部会が延べ18回開催されました。4つの部会で18回開催されたわけでございます。危機管理、まちづくり、産業、みどり、そして、福祉、医療・健康、環境、コミュニティ、3、子ども、学び、文化、スポーツ、4、行財政運営、ICT、協働と18回開催されたわけでありまして、特に重点的に議論が行われた内容につきまし

て、この4つの部会ごとに、どういった点が主なテーマとして議論されたのか、簡潔にお示しをいただきたいと思います。

3、この答申案では、人生100年時代というワードがところどころに見受けられました。審議会委員の中でも、特に高齢化というものが、今後10年間を見据えたときに最大課題の1つであることが認識されていたというふうに、これを読んでも理解できるところでございます。まさに新基本構想の期間10年の間に、以前から言われておりました2025年問題、もう7年、8年前から地域包括ケアの構築ということも言われてきたわけでありまして、まさに2025年問題にこの新基本構想の期間内に突入するわけでございますが、このことについて審議会ではどのような議論が展開されてきたのか、お伺いいたします。

4、SDGsについて伺います。誰一人取り残されることのない社会というSDGsの考え方がこの新基本構想答申案にも記載された、記述があったということは、率直に評価したいと思います。ただ、SDGsが掲げる17のゴールに関しましては、この答申案では特に言及はされていないわけでございますが、SDGsと区の基本構想との関係性においては、審議会ではどのような議論がなされたのか、お聞きいたします。

5、デジタル化について伺います。この基本構想審議会のメンバーの中にはICTの専門家の方も、詳しい方もいらっしゃいまして、部会の審議などでも、活発に意見交換が行われたと伺っております。

これまで区においても、情報化基本方針やアクションプランといったものを通して、情報化ということに関しましては取り組んできたわけでございますけれども、今言われておりますいわゆるデジタルトランスフォーメーション、DXに関しましては、これまでの単なる情報化、ICT化の延長線上ではなくて、全く新しい局面をこれから迎えてくるのではないかと考えます。この点について審議会では具体的な議論は行われたのでしょうか。この答申案を見る限りにおきましては、あまり詳しい記述はなされていないわけでありまして、部会などではかなり深掘りした議論がなされたというふうにも思われますが、そういったことがあるのであれば、その一端をお示しいただきたいと思っております。

6、現基本構想では5つの目標を設定しております。今回出された新基本構想の答申案では、8つのテーマ、分野が全体を構成しているところでございます。現在では5つ、新基本構想では8つというふうに、いわゆる細分化、細かく分かれたということも言えるかと思っておりますけれども、審議会での議論の内容、どういった背景があってこういうテーマ設定がなされたのかについても、お聞かせいただきたいと思っております。

7、最後の第5章のところに、区政経営の基本姿勢というのがあります。その中で協働ということに関しても述べられております。この協働のところを読みますと、現基本構想に比べて、より踏み込んだ表現、より踏み込んだ内容が書かれているのかなというふうにも読み取れるわけでございます。協働とか官民連携ということに関しましては、特に近年、手法も多様化しているということもありますので、この点についての審議会の議論の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

8、財政に関して伺います。先ほども御質問がございましたが、収益確保策という言葉が、この答申案の中に見受けられます。確かに、区が持つ多くの資産を有効に活用していくことは大切であると思っております。ただし、根本的な考え方として、行政が追求すべきは福祉の増進でございます。収益を追求するのが民間企業、行政は福祉の増進を追求する、そういう抜本的な目的が異なるわけでございますが、ましてや健全で持続可能な財政運営、これは以前から区も進めておりますけれども、こういったことも目的は福祉の増進ということでございます。そういう目的を達成するものでございますけれども、今回の答申案の中に示されている収益確保策ということについては、区はどのように受け止めているのでしょうか。

最後、9点目、10年前の基本構想を策定する議論の中で、基本構想、そしてそれに基づく総合計画、実行計画、どこまでが議決対象となるのかという議論が行われたと記憶しております。我々議会としても、こういった形で区の抜本的な政策に議決として関与していくのかということも大変重要な問題でございますけれども、念のため確認させていただきます。現在の杉並区の自治基本条例上は議決対象となるのはどこまでか、また他の自治体では、特別区等含めてどういう状況なのか、この点に関しましても併せて確認させていただきます。質問を終わります。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 それでは私から、何点か御質問にお答えをいたします。

まず、基本構想審議会の委員42名ということで、大変人数が多い中でいろいろな意見があつて、事務局としてどう意を用いてまとめていったのかという御質問がございました。

確かに、42名の委員というのは、基礎自治体で調べた限りではかなり多いといえますか、あまり例がないぐらい多い人数の設定ということが言えるかと思っております。学経の方もその道の第一人者の方々にお集まりいただいておりますので、多種多様な御意見が出たということが1つですね。

それから、コロナ禍ということで番狂わせが生じて、審議が始まるのが3か月遅れま

したので、非常に1回1回がタイトになってきます。日程調整がかなり難しく、ただし、リモートの会議を今回かなり取り入れて、それによって多忙な学経の方々もリモート参加の方がかなり多かったということで、また、皆さんが来られないときにはリモートで打合せをやりましたので、頻回に会議設定ができたということが1点ですね。

それから、1回1回の会議の密度を高めるというところで行くと、ちょっと細かい話ですが、審議をまとめるシートを充実させて、そこでかなりその都度書き込んで共有できるものにしていったということと、部会を分けましたけれども、部会審議の中で、それぞれ別の部会に所属する方が意見が言いたいというときに、それを適宜伝えて議論の広がり配慮したということも工夫したところでございます。起草に際しても、調整部会や正副部長との打合せ、先ほどのリモート会議をフル稼働させながら、回数を重ねてその辺の調整に腐心をしたところでございます。

次に、協働についての御質問がございました。

審議会でどういう議論が展開されたかということでございますけれども、この間の区の数十年来の協働の取組、歴史だとか経緯等を事務局から説明した上で、様々な議論が交わされました。

問題認識として、協働によって具体的に何をどのように解決していくのか、その手法や仕組みが確立されていないことが1つあると。

それから2つ目として、特定のコミュニティー等に頼る協働には限界があって、新たな協働の手法が求められるんじゃないかというところが問題認識の2点目ですね。

それから、問題認識の3点目としては、協働には手間や時間がかかる、ともすれば役所主導で取り組んだほうが手取り早いという意識が職員の中にあるんじゃないか、そういうところに立って、方向感の大きなところは、これから多様性や柔軟性に欠ける組織というのは衰退するから、行政と多様な主体が共に取り組んでいくフレキシビリティが組織には求められるということで、これらのことから、個人や事業者、それから様々な団体や、団体も金融機関だとか大学等いろいろありますけれども、多様な主体が自由でオープンな議論をする場といいますかプラットフォームを形づくって、協働の進化を図って高度なサービスを生み出していく、そうしたミッションに当たる新たな組織体制とか職員の意識改革も大きなポイントとして整理されたところでございます。

それから3点目ですが、収益確保ということについて御指摘がございました。

先ほども御答弁しましたけれども、収益確保は最初は「稼ぐ力」というふうに表現されていまして、部会では「稼ぐ力」で行こうという話になったんですが、全体会では、ちょっとドラスチックで誤解も招くので、「収益確保」という言葉に置き換えたところ

でございます。議員御指摘の行政のミッションは福祉の増進という点は全くそのとおりでございます。この点については、お金を稼ぐということ、ドラスチックな言葉を使っているんですけども、それだけの意味じゃなくて、少し広めに取ってございます。たしか議論もそういう観点から皆さんされていたと思いますけれども、例えばファシリテーターマネジメントという観点から収益確保という字義を広く捉えますと、例えば遊休資産だけでなく既存の資産や施設を、民間とのコラボでPFI方式だとか多様な手法を活用して、費用を低減させて付加価値の高いサービス、区民ニーズに即した高度なサービスを生み出していくということも含まれる。費用を低減させることによって収益が生まれる、大きくそういう解釈で捉えていく。そうしたベクトルを行財政運営の新たな展開の方向性の中に組み込んでいくことは必要なんじゃないかという議論があったと思います。そんなふうには受け止めてございます。

私からは以上でございます。

情報・行革担当部長 私からは、デジタルトランスフォーメーションに関する部会の審議を通じて深掘りされた内容について御紹介させていただきたいと存じます。

まず最初に、システムの調達に当たっては、これまでベンダーの言いなりになっていた状況がある中、これからはベンダーと戦える人材が必要になってまいります。一番いいものを安く仕入れることができる有為な人材ですが、区の報酬でいう400万程度では誰も手を挙げず、2,000万ぐらいの給与を支払わなければ民間から確保できないという実態が示されております。

また、情報技監を雇用している例もございますけれども、1人だけではうまく機能せず、チームをつくり、部門別に民間から人材を登用していくことも必要であるということも提起されているところでございます。

さらに、組織の中にも有為な人材はいるはずで、そのような人材を人事が活用して適切に評価することで成功している自治体の例も示されてございます。

次に、情報リテラシーの向上についての議論がございました。区民全体に、必要とする情報を的確に正確に、そして速やかに伝える場合、誰がどういう情報を必要としているのか、どういう情報をどこに届けたらいいのかの見極めが大切になってまいります。そのためには、職員としてニーズを把握した上で、正確な情報とその伝達手段をしっかりと見極める能力を向上させていく必要がございます。そして区民側も、情報を取りに行った際に、その情報が本当に正確なのか、悪意があって発信しているのではないかをしっかりと見極める必要がございます。行政と区民双方の情報リテラシーの向上が大切であるという議論がなされてございます。

さらに、デジタル化の推進に当たっては、デジタル化を目的にしない、何を目的とするのかを意識し、それを普及させ、実装させることが大切であるという御指摘もいただいたところでございます。

私からは以上でございます。

企画課長 私から、残りの御質問にお答えいたします。

まず、審議会の部会ごとのそれぞれの議論の重点的なところ、これについてはキーワード的にお伝えしてまいります。

まず第1部会では、幅広い担い手による防災力の結集、また犯罪を誘発しないまちづくり、あるいは駅から周辺ににぎわいと新たな交流が生まれる、住環境と調和した文化的、創造的な産業、さらに区民の暮らしを支える身近な緑といったところが議論されております。

第2部会では、人生100年時代、居場所づくり、あるいは孤立を防ぐ、誰一人取り残さない社会、新たな感染症も含めた地域の医療体制の確保、さらに気候変動のリスク低減といったあたりが重点的な議論でございました。

第3部会では、一部福祉の分野ともかぶってまいります。人生100年時代を生き抜く力、あるいは子供と子育ての孤立を防ぐ、地域に開かれた学校づくり、誰もが文化とスポーツに参加できる環境整備といったところの議論でございます。

第4部会では、人口減少社会を見据えた行財政運営の必要性、また行政への外部人材の大胆な活用、民間企業との連携の推進、ICT環境についても誰一人取り残さないという視点が必要であるという点、地域の課題を解決するために協働を戦略的に推進していく、こういったことが重点的な議論だったと認識してございます。

次に、2025年問題に関する審議会での議論でございます。団塊の世代が後期高齢者世代に入りまして、本格的な超高齢社会が到来することが地域社会にもたらす影響について、幅広く議論されておりました。特に、単身高齢者世帯の増加、人生100年時代を見据えまして、医療と介護の連携による在宅医療の推進、社会参加の機会充実、居場所づくりといったことを通じまして、社会的孤立をどうやって防ぐのかといったことについての問題提起が幅広くなされたと認識してございます。

次に、SDGsと区の基本構想との関係でございます。全体会の場で、SDGsのいわゆる持続可能な開発目標という表現がなかなか分かりにくいのではないかという御議論がありました。できるだけ区民に理解しやすい表現で、誰一人取り残されることのない社会という言葉を用いて意見交換が行われたという認識でございます。SDGsが掲げる17のそれぞれのゴールと区の施策、取組との関連づけにつきましては、今後策定さ

れる総合計画などの中で分かりやすく示してはいかがでしょうかという御意見が審議会の中でも複数あったものと受け止めておりまして、しっかりとこれについては考えてまいりたいということでございます。

また、現基本構想5つの目標、新しい基本構想の答申案8つのテーマということですが、この細かく分けた狙いということでございます。これは、区民にとっての分かりやすさを重視したいという基本的な考え方から、それぞれの分野が具体的にどの内容を指し示しているのか分かりやすくお示しをしていくというような議論、また、それぞれの目標に現在包含されている内容、これはボリューム感がまちまちであるということなどについても考慮して、テーマを分けて示していく方向でまとめられたものでございます。関連性が高い分野につきましては、それを併せるというような工夫もしながら、最終的にこのような形で答申案としてまとめられております。

最後に、現行の自治基本条例上の議決対象となる範囲ということでございます。これにつきましては、自治基本条例上、基本構想のみが議決対象ということで整理されております。また、他の自治体の状況では、荒川区が議会基本条例の中で基本構想と基本計画を議決対象として明記している例はあるものと承知してございます。

私から以上です。

議長 中村康弘議員。

中村議員 どうもありがとうございました。

最初に御答弁いただいた基本構想の会運営に関して再質問させていただきます。

コロナ禍ということもありまして、リモートでの会議が多かったとおっしゃいましたけれども、これは部会の運営ですかということが1つと、その上で、例えば出欠の確認とか、また議事録あるいは会の進行自体、リモートにおいて明確に、特別に何かルール化、文章化してそういったことを設けたのかどうかということ、また資料の共有も含めてですね。そういうところがきちっとした形でできたのかどうか。それをどのような形でやられたのかというのを教えていただきたいのと、審議会の規定上、そういった部会のリモートの運営ということに対して、何か問題、差し障りのあることがなかったのかどうか、その辺に関して、私も区議会のICT活用推進検討委員会の委員長ですので、ぜひ参考までに教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

議長 それでは、ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

企画課長 再度の御質問にお答えいたします。

この基本構想審議会、リモートでの会議は、部会のみでなく、全体会もリモートを一

部取り入れました。いわゆるリアルの対面の方とリモートの方と両方いるようなハイブリッドの形で審議を進めてまいったところでございます。

このリモートでの会議につきましては、区の中でも先んじて実践ができたかなと思っております。特段、議事の進行上あるいは規定上、何か差し障りがあったというようなことはなかったと思っておりますが、何せ我々も初めてに近い経験だったというところで、委員の方には若干、通信が途絶えたりとか、あるいは手を挙げているのになかなか御指名ができなかったりというようなことは当初あったかと思っておりますが、次第に慣れてきて、今ではかなり円滑にできているのかなというふうに認識しております。

議長 以上で中村康弘議員の質疑を終わります。

続いて、野垣あきこ議員。

野垣議員 日本共産党杉並区議団を代表し、杉並区基本構想答申案について質問し、提案をいたします。

まず、基本問題について伺います。

基本構想の策定は、かつては地方自治法でも明記されるなど、自治体として重要な課題です。区の自治基本条例では、基本構想は区の最上位の計画であり、区政運営の指針としています。そうであるならば、基本構想は、国民の健康で文化的な暮らしの保障を定めた憲法及び住民福祉の増進を定めた地方自治法の諸原則に立脚して具体化することが求められていると思います。どのように認識し、策定したのでしょうか、お答えください。

構想答申案は冒頭で理念を示していますが、その第1は「認め合い 支え合う」というものです。区政の理念、方向性としては極めて曖昧で不明確です。憲法と自治法の基本原則に立って、全ての区民の生活と福祉の向上などの基本理念を明確にすることを提案しますが、いかがですか。

なお、理念の記述は、社会をつくる、社会を築くになっていますが、区の基本理念としてはあまりにも漠然とした記述であり、責任の所在が曖昧です。杉並区をつくるというふうに明確にすることを提案しますが、いかがですか。

また、杉並区が目指すまちの姿についての記述です。答申案では「みどり豊かな 住まいのみやこ」としています。まちの姿というなら、誰が読んでも区がどのようなまちをつくらうとしているのかが明確になる記述であるべきです。しかし、「住まいのみやこ」では「みやこ」の中身が分からず、まちの姿としての要件を備えていないと言わざるを得ません。再検討すべきではないでしょうか、お答えください。

次に、区政をめぐる状況と課題についてです。

答申案では各課題別の取組の方向性、重点的取組を示す前に、その前提として「区を取り巻く環境変化と対応」と題して記述していますが、区民生活の状況、区内中小事業者の状況と今後の見通しなどについて何も分析がありません。区民生活、区内中小事業者をめぐっては、経済悪化の進行に続くコロナ禍の長期化による深刻な影響、その上、消費税10%増税や国保料など、税と社会保障負担の連続引上げなど、深刻な事態が起きていると思います。こうした問題について区はどう認識しているのですか。新基本構想に区民生活をめぐる分析と施策の方向性を示すことを求めますが、いかがですか。

さらに、具体的問題として、住宅問題について伺います。

答申案は、先ほど紹介したように「住まいのみやこ」と銘打っていますが、そう言うなら、区民の住宅をめぐる分析がまずあってしかるべきです。しかし、答申案には住宅に関する分析も取組の方向も全く記述がありません。

我が党は第1回定例会の一般質問で示しましたが、区内の借家世帯数は約17万世帯で、その92%が民間賃貸住宅です。その中には、コロナ禍による収入減で家賃が払えない、都営・区営住宅にも入れないなど、少なくない区民が深刻な状況にあることを紹介しました。また、区も住宅要配慮者が増加していると分析しています。

こうした現状に目を向けず、対策も示さず、「住まいのみやこ」などと言えますか。住宅をめぐる現状をどう分析し、どう対策を取るのですか。それを新基本構想に盛り込むことを提案しますが、いかがですか。

また、答申案は、区政をめぐる予測として、将来、高齢者世帯の約57%、約6割が独居高齢者世帯になるという記述をしています。しかし、具体的な取組方向及び重点的取組でも、独居高齢者の増加に対応して、住宅、暮らし、介護などの面でどう対策を取るのか示されていません。6割が独居高齢者世帯と分析するなら、それに対応した施策の方向性を明確にすることを提案しますが、いかがか、お答えください。

次に、施策の方向性と重点的取組について何点か質問し、提案します。

基本構想策定に当たって、この間起きた新たな事態にどう立ち向かうのか、明確にすることが問われています。その最大の課題は、新型コロナウイルスの感染拡大の問題だと思います。しかし、答申案の健康・医療の項には、コロナのこの字もありません。新型コロナに限らず、新たなウイルス感染拡大の懸念はないのか、伺います。

新型コロナ問題を通じて、これまで脆弱化されてきた公衆衛生対策を強化すべきという声が多く関係者から上がったと思います。杉並区の場合も、保健所の常勤職員数は平成2年の244人から令和2年177人と後退しています。新基本構想に公衆衛生対策の強化、保健所体制の強化を盛り込むことを提案しますが、いかがですか。

次に、答申案では子供の権利を尊重と記載していますが、具体的には、自由に意見を言うこと、それを吸い上げるという記述にとどまっています。しかし、子どもの権利条約では、参加権だけでなく、生存権、保護される権利、そして発達権、すなわち、教育を受け、遊び、成長する権利を定めています。この4つの権利全体が明記され、取組が示されることを提案しますが、いかがですか。

関連して、具体的な問題を伺います。基本構想審議会では、基本構想の策定に向けて中学生アンケートを実施しました。その回答では、一般質問で山田議員が紹介しましたが、児童館を増やしてほしい、気軽に立ち寄れる場所が欲しい、子供が楽しめるスペースが欲しいという声がありました。この声をどう受け止め、答申案に反映したのですか、お答えください。

答申案は、防災対策の方向性の第1として、被災しても復興、再建しやすいまちを築きますと強調していますが、防災対策の第一義的課題は、災害対策基本法が示した国民の命、身体、財産を守るための対策、すなわち建物の耐震化、不燃化の促進が優先されるべきではありませんか。防災対策という名目で都市計画道路の整備を強引に進めることは許されないことを指摘し、都市計画道路の整備に係る記述の削除を求めますが、いかがですか。

次に、環境・みどりに関してです。杉並区における緑をめぐる重大問題は、区の貴重な財産である屋敷林などの樹木の減少が急速に進んでいることです。そうした現状認識を明確にし、保全対策を示すべきです。しかも、気候変動を強調するのであれば、CO₂の排出抑制とともに、吸収する樹木の保全は重要課題です。そうした位置づけを明確にすることを提案しますが、いかがですか。

最後に、文化芸術についてです。文化芸術の取組では、ICTの活用を強調している以外、極めて一般的、抽象的です。本会議の一般質問での、多くの区が策定している文化芸術振興計画や条例の策定はしないとの答弁に重ねると、区の姿勢は消極的と言わざるを得ません。しかし、かつての基本構想では、タイトルに「みどり豊かな福祉と文化のまち」を掲げ、コミュニケーションマークに関する告示では、福祉と文化のまちを目指し躍進する姿を表現すると定めていました。区はこうした基本的見地は放棄したのでしょうか。文化都市としての理念を掲げ、取組の強化を求めますが、いかがですか。

以上、明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

区長 いろいろ熱心に御質問しておられたんですけども、ちょっとお門違いじゃないかと思うんですね。これは審議会の委員の皆さんがまとめて私に出していただいた答申案

なんですね。ですから、具体的な個々の、これはどうするんですか、これについてはどうしてなんですかと言われても、これはまだ区として、これから私が受けて、審議会としてパブコメもやるわけですよ。それで、議会にかけるときには、そういうことを経て、私が私の立場として議会にお諮りをするという手順なんですね。ですから、その時点でおまへの考えはどうなんだと言われてれば、それは私は答えますよ。それでここにいる説明員ということになるんでしょう、個々のことについては。

ただ、現段階でこれに対しての、個々どうだったんですかと私に言う前に、あなたたちの共産党区議団からも、この審議会のメンバーに入っておられるんでしょう。そこでそのおっしゃったことを議論していただければよかったんじゃないんですか。もしかしたら議論したのかもしれない。その結果どうなったかというのは審議会の主体性の問題であって、私たちにどうして入らないんだと言われてたって、それはお門違いなんじゃないでしょうか。今日の全員協議会の意味というのをちゃんと御理解いただいた上で、お尋ねいただくような内容をお尋ねしていただくということじゃないと、ほとんど答えようがないんです、聞かれたことに対して。どうしても答えなきゃならないことだけ答えなきゃいけないけれども、あとは答えようがないでしょう。どうですか、議長。

議長 続いて答弁をお願いいたします。

企画課長 ただいま会派から御質問いただいた内容でございますが、今区長からもございましたように、本日は、全員協議会で審議会としての答申案について御説明しております。いただいた御提案も含めて、私、審議会の事務局として、その内容については今お聞かせいただきましたので、いただいた御意見ということで審議会に適切に伝えてまいります。いただいた御意見は、そういう形でフィードバックということで冒頭も申し上げております。そのような形で伝えますので、御理解ください。

議長 以上で野垣あきこ議員の質疑を終わります。

続いて、奥山たえこ議員。

〔発言する者あり〕

議長 奥山たえこ議員、どうぞ質問をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

議長 御静粛に願います。

奥山たえこ議員、質問をお願いします。

〔発言する者あり〕

議長 御静粛に願います。

奥山たえこ議員、進んでください。

[発言する者あり]

議長 御静粛に願います。質問が始まります。

奥山議員、お願いします。

奥山議員 全10問です。枝番もあります。

1番、本日の説明員。事務局ではなくて、審議会の委員が内容を説明するべきものではないのか。

2番、答申への意見の反映方法。どのようにして反映されるのか。先ほどの答弁では、パブコメなどの意見を、審議会のものを尊重するというようなことでしたが、どのように尊重するのか、具体的に教えてください。

3番、これまでの審議会での意見の取りまとめ方法。案は委員の発言だけをまとめたものか、それとも、委員から出なかった意見や用語は盛り込まれていないのか。

4番、答申案に書かれていないことについて。これは「はじめに」のページの箇所から具体的に指摘する。なぜ言及がないのか、審議会で発言がなかったのか、それともまとめる段階で割愛したのか、以下おのおの答弁を求めます。

4の1、具体的な自慢話が数多く盛り込まれている。例えばエクレシア南伊豆の特養施設など。その一方で、2ページ目、目標未達となっている項目が何も具体的に記載されていない。80%達成したと数字を書かれているだけであります。なぜここで明確に説明していないのか。これは非常に肝要な観点でありますから、しっかりと答弁してください。

4の2です。一方的な称賛と批判への無視の例であります。例えば、保育待機児童ゼロの実現、コロナ病床確保策を講じた区内基幹病院に対する経費補助などの称賛、これらに対して議会ではほかの意見がありました。例えば、無計画な認可保育所の乱造によって保育の質の低下を招いた、また、医療支援は一義的には国や都の仕事である、巨額の区費投資には疑義もあるといった批判もあります。

4の3です。新型コロナウイルス感染症への記載が少ないということについては、先ほど質疑がありました。それに対しては、今後10年間の基本構想なので、あまり多くなくてもよいのではないかとといった意見が審議会に出されたとの答弁がありました。しかし、そんなことでよいのでしょうか。コロナは一過性の感染症にとどまりません。この社会の動きを支えている人たちは一体誰なのかといった、つまりエッセンシャルワーカーという存在が、このコロナ禍の中で発見されました。また、脱オフィス、そしてテレワークといったこれまでの働き方の根幹を揺るがすもの、そういった社会の変化といった視点、意見が審議会の中ではなかったのでしょうか、お伺いいたします。

特に、コロナの影響で多くの区民が経済的な苦難に直面しています。コロナ以外にも、生活困窮者の支援と解決は区の最も重大な責務ですが、全く触れられていない。これはつまり審議会委員から意見が出なかったのかどうか、お尋ねします。

5番目です。現基本構想にはある「課題」というテーマの立て方が、答申案にはありません。

5の1です。3ページ目です。「区を取り巻く環境変化と対応」という文言がありますが、何を言いたいのか分かりません。説明を求めます。ところで、この文言をつくったのは区ですけれども、審議会に示している案の中に、最初のひな形の中に書かれています。

5の2です。この10年を経ての現在の杉並区の課題は何だと考えているのか。これは区の意見でもいいですけれども、そうではなくて、審議会に示すときにいろいろな資料を用意している、そこで何らかのものを区が事務局として示したはずなんです。そういう意味では区にも答弁の責任があります。

次です。6番です。「みどり豊かな 住まいのみやこ」、この文言については、私たちも修正が必要との認識であります。先ほど答弁の中では、パブリックコメントなどを使って理解をいただくよう説明するとの答弁がありました。これ、区がよく使うんですよ、御理解いただく。つまり、何にもお答えはいただかないということになるんですね。取り入れないということの言い方ですよ。説明だけなんですか。区民の意見を聞いてみるという方法もあるはずですよ。それはどうなんですか、お伺いします。それから、変更の余地があるのかなのか、事務局としてどう考えているのか、お伺いします。

7番目です。総合計画の策定方法についてであります。

7の1です。現構想、10年分のものを改めて読み直してみました。よくできていますよ。ほどほどの抽象度を保ちながら、そこに込められた術語や用語からは、総合計画が浮かび上がってくるようなつくりになっています。本当によくできています。

しかし、今回案のほうは、キーワードが抽象的に並ぶ一方で、急に都市計画道路の整備といった具体的な施策が入るなどしており、抽象度にばらつきがあります。これだと、総合計画になったとき、基本構想とは違う方向の施策に行ってしまうたり、あるいは大切な施策が漏れてしまうのではないかと、そういった大きな懸念を持っています。総合計画はどのようにして策定するつもりなのか、今の時点でお答えできることを教えてください。

次です。7の2です。抽象的な表現に終始しているテーマを具体的に指摘します。

既に他の会派から指摘がありました環境・みどりのところであります。その箇所を

読んでも、浮かび上がってくるのは、住宅改修費の助成、フードドライブ設置、公園づくりぐらいです。もっと危機感ある施策を示すようやってほしいと思いますが、なぜこうなってしまったのか。事務局の用意する資料が足りなかったのか、それとも審議会の委員からそのような意見が出なかったのかについて、お尋ねいたします。

なお、先ほどの答弁の中で、これまで以上とか、しっかりとといった意見があったとの答弁がありましたけれども、そういった修飾語は不要であります。そんなことに力を込めても全く何にもならない。意味がないです。

次です。7の3。区の立場が見えてきません。現構想では「区が提供する公共サービスにとどまらず、」といった文言がありました。ところが今回は、「行政が提供するサービスのあり方そのものを再構築していく必要」があるといった書き方になっております。これでは区は公助を手放してしまうように読めます。これは、審議会の委員からそういった意見が出たのか、それとも事務局の資料からそのように誘導されてしまったのか、お尋ねいたします。

次です。7の4です。福祉の項では、在宅サービスの充実などの記述がなくなりました。多様性をうたいながら、高齢者、障害者と一くくりになっております。これも、なぜこういうふうな書き方になったのか。同じような流れで理由を伺います。

時間がないので、ここで一旦終わります。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

企画課長 それでは、ただいまの御質問に御答弁申し上げます。

まず、本日の説明員についての御質問がございました。私ども政策経営部が、基本構想審議会の規定上、会議の庶務を担うこととなっております。全ての部会に出席して審議会の運営をサポートしている事務局の立場として、審議会委員に代わって御説明させていただいているものでございます。

次に、答申案への反映の方法についてのお尋ねがございました。これにつきましては、本日の全協の質疑も含めまして、これからパブコメもいただきます。その内容も併せて審議会にフィードバックしてまいります。7月21日までのパブコメ期間終了後、審議会の調整部会、また全体会を開催していく予定でございますので、この場でいただいた御意見につきましては、しっかり審議会としての検討、審議が行われまして、その後、最終的に答申の内容に反映するのかどうかということについて審議会での御議論が行われるものと認識しております。

次に、審議会での意見の取りまとめの方法についての御質問がございました。これにつきましては、答申案の策定に当たりましては、各部会での議論の結果をまとめた共通

の様式をつくっております。それから、御指摘もありましたが、区が事務局として、全体会、部会などに出された資料の内容なども参考に、起草の作業を行ってきたものと承知しているところでございます。

次に、具体的なこの10年間の取組についての記述に関して御質問がございました。例えばエクレシアの例も挙げていただきましたけれども、この10年間の取組につきまして、「はじめに」という章の中で、分かりやすい例を挙げて表現したものと理解しているところでございます。また、保育待機児童ゼロの実現なども含めて、区の取組を分かりやすく例を挙げたということで認識しております。

また、未達の目標などに関しましては具体的な説明がないということでもございましたけれども、目標未達のものもあるということについては、客観的に記述したというところで審議会としてまとめられた今回の答申ということでもございます。

続きまして、新型コロナについての記載の御質問がございました。これにつきましては、コロナの影響によるもの、例えばデジタル化への対応をはじめとして、今後コロナを契機に対応しなければならない課題につきましては、答申案に適切に盛り込まれているのかなと区としては認識をしているところでございます。御指摘のありました、生活困窮者の支援の視点に関する御意見ということだと思しますので、それにつきましては、審議会に伝えてまいります。

続きまして、現基本構想にはある「課題」というテーマの立て方がないという御指摘がありました。これにつきましては、第1章の(4)の項でもございますが、あえて「課題」というふうには表記してございませんけれども、世界的あるいは日本全体に関わる課題であると同時に、区も我が事として捉えて対応しなくてはいけない今日的な課題というような認識の下、これは区のほうで全体会で示した資料もございますが、委員会からの意見の共通項として審議会の場でまとめ、集約をされて記載がなされているものと認識しております。

また、「みどり豊かな 住まいのみやこ」につきまして、修正が必要との認識をお示しいただきました。その御意見の内容については審議会に適切に伝えまして、審議の参考としていただきたいと思いますと思っております。

それから、このまちの姿については、今後変更の余地があるのかなのかということでもございました。これにつきましても、パブリックコメントも含めて、いただいた御意見について出した上でさらに検討が必要ということであれば、審議会の場で検討がなされると認識してございます。

続いて、総合計画の策定と基本構想の関係というような御質問だったかと思えます。

基本構想については、比較的抽象度が高いものということではもちろんございますが、抽象度が高過ぎると、区民に対してイメージがなかなか湧きづらく訴えかけにくいのではというような観点から、審議会の議論の中で、重点的な取組については記載をするなどの工夫を図っていきたいということで、現在のような答申案ということでまとめられたものと認識しております。私ども事務局の立場とはちょっと違いますが、区としては、もちろん基本構想の方向性をしっかりと踏まえながら行政計画を策定してまいりたいという考え方でございます。

続いて、各テーマごとの内容について、一部御質問がございました。

環境・みどりに関しまして、何か具体的な意見が出なかったのか、抽象的な表現に終始しているというような御指摘だったかと思えます。これにつきましては、もちろん抽象的な話に終始したということではなく、かなり具体的な意見も、環境・みどりだけでなく、全ての分野において具体的な御意見、御議論があったものと考えてございます。

また、区の立場が見えてこないというようなお話もございました。これについては、基本構想は、先ほど申し上げましたように抽象度の高いものということでございます。区の将来の姿あるいは進むべき方向性を描くものであると同時に、区政運営の基となる考え方を指し示すものでございます。行政が何をするか、これを漏れなく記載するというものにはならないのかなというような受け止めはしてございますけれども、先ほど申し上げたように、行政が何をするかということにつきましては、行政計画などの中で適切に具体化が図られていくことかと認識してございます。

いただいた質問についての回答は以上でございます。

議長 では、続いて、また奥山たえこ議員、自席でお願いします。

奥山議員 再質問します。

議会から委員になっている議員がいますが、その人たちも説明する立場ではないのか。それから、彼らは区民への説明会には出席するのだろうか。

それから、具体的な自慢話や称賛というのは、事務局が提議してそのまま載つけたということ、その理解でよろしいのだろうか。

それから、コロナのことについてです。意見もあったというからには、もう少し書き込むべきではないかと思いますが、そういったことについて審議会に伝えていただけるのだろうか。

以上です。

議長 それでは、ただいまの質疑に対する答弁をお願いいたします。

企画課長 再度の御質問、3点ございました。

まず1点目ですけれども、議会から委員としてお出になっている議員の方の説明についてでございます。今いただいた御意見でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、我々事務局として、本日は審議会の運営をサポートしている立場で御説明しているところでございます。

なお、区民への説明会についてですけれども、こちらは、審議会の会長また副会長をはじめ、部会長が直接御説明する機会を設けてまいります。また、オープンハウス形式で実施する地域説明会においては、どういってお立場の方がということは、こちらから指定はもちろんいたしません、御都合のつく委員の方については御出席いただくことを想定しており、呼びかけをしているところでございます。

それから、2点目でございますが、区の具体的な取組につきまして、これは事務局が提示したものがそのまま入ったのかというような趣旨の御質問だったかと思えます。これについては、審議会の調整の中でこういう表現になったということで、事務局が恣意的に入れたということではございませんで、事務局、また起草していただいた調整部会の議論の中でこういう表現としてまとまってきたと認識をしております。

また3点目、最後でございますが、コロナについて書き込むべきではないかというような御趣旨かと思えます。これについては、その御意見を審議会に適切に伝えてまいります。

議長 以上で奥山たえこ議員の質疑を終わります。

続いて、太田哲二議員。

太田議員 立憲民主党杉並区議団を代表して、単純な、これを読んでみてよく分からぬなというところだけをお聞きいたします。

最初は、やっぱり「住まいのみやこ」。「みやこ」って何だろうなということですが、それぞれ個人個人で持つイメージは違うので、私の場合だと、都というとやっぱり京都の都なんだね。京都の都ということになると古今和歌集。花鳥風月をめでて恋をする、恋を語る、これが都かなと。私、一度だけパリへ行ったことがあるんですけども、パリへ行ってすぐ分かったね。ああ、ここは恋の都なんだというふうに私は思ったんです。

そんなようなことで、人それぞれによって都のイメージというのはかなり違うと思えますけれども、単純に、住まいだよというぐらいの意味なのかなと。住みよいところに住んでいれば、恋もするだろうし、人格向上のためにいろいろなことをやったり、文化芸術をやったり、そういうようなことなのかなということで、どんな議論があったのかなと。恋のまちにすれば少子化は克服できる、そういうことまでは多分考えなかったの

かもわからないですけれども、どんなものかなと。

2つ目が、あちこちにICTとかAIとかDXとかデジタル化という言葉が散在しているんですけれども、読んでみると、ICTを活用するイコールデジタル化というような文脈のところもあるし、ICTとAIとかなんとかひっくるめてデジタル化というような使い方もあったり、何だかそこら辺の言葉をあちこちで気楽に使っているのかなと。何かいまちはっきりしない。ICTとかデジタル化という用語をちゃんと使ってない。何となくイメージは分かるんですよ。読んでいてイメージは分かるんですけども、どうなのかなと。

というのは、私、今の時代というか、かれこれ何十年前からか、巨大システムというものの弱点ということを時々考えるんですよ。巨大システムであると、1人の人間じゃ全部目が届かない、ボルト1個さびていても物すごい被害というか影響が発生する、そういうのが巨大システムの盲点というか弱点というかもろさ、そういうようなことがあるので、ICT化だとかデジタル化で、この書類のあちこちにも、セキュリティーに気をつけなあかんとか、情報格差が云々とかという、もろもろの弊害も発生するから気をつけましょうみたいなことは書いてあるんですけども、最大のものは巨大システムのそういう部分なんですよね。そういうのが軽視されていると、システムがどんどん巨大化して行って、とんでもない、ちょっとした間違いで全部ストップしちゃうとか、そういうようなことがあるので、よほど気をつけなあかんなど。その第一歩として、そもそもこの文章からすると、ICTとかAIとかDXとかデジタル化、そういった関連する用語があちこちに散在しているんですけれども、ちゃんと精査して使われていないんじゃないかなろうかなということをお聞きしたいわけです。

それから、11ページのまちづくりのところなんですけれども、区内18駅と、ああでもないこうでもないということが書いてあるんですけれども、区内18駅というと、中央線4駅、西武線3駅、丸ノ内線5駅、それから井の頭線が幾つかな、それで18になるんだよね。ということは、杉並区にとって八幡山はどうでもいい、中野富士見町はどうでもいい、下高井戸の辺も、あんなものは杉並区にとってはどうでもいいんだというふうに私は受け取っちゃうんだね。多分あのかいわいに住んでいる人があの文章を読んだら、俺のところ、まるっきり無視されているというふうに受け取ってしまうのではなからうかなということなんです。だから、ここら辺はどんなふうに審議会は考えているのかなと。わざわざ18駅というふうに決めてかかっちゃって、何かかわいそうではないんだな、下高井戸のあの辺の人とか八幡山の辺の人とか。気の毒ではないという感じですよ。

それから、15ページの健康・医療のところですけども、地域医療体制をつくらなあかんというようなことなんですけれども、これも、誰かがお話ししたように、二次医療圏だとか地域医療構想だとか、そういうことを考えると、どこまでできるのかなというように、ちょっと漠然としたことであれなんですけれども、どんな程度のことか議論されていたのかなと。

それから、環境政策でいろいろなことが書いてあるんですけども、地下駐車場のところに水素自動車がぼんといつも置いてあるんですけども、水素自動車とかそういうように、審議会でどんな話があったのかなと。

それから、歴史のことで、東日本大震災で頑張ったと書いてあるんだけど、杉並だけじゃなくてほかの区民も、中野区だろうが渋谷区だろうが、みんな一生懸命頑張っていたんじゃないかなと。取り立てて杉並区だけ頑張ったということなんですか。

以上です。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 私から、2点ほど御答弁させていただきます。

1つは、「みどり豊かな 住まいのみやこ」についてでございますけれども、「みやこ」という言葉については、調整部会でも議論がございました。「みやこ」という響きは若干古風な感じがしますので、逆にそれがあつて新鮮な感じも受けるかなと。都というときに、花の都パリだとか、仙台でいえば杜の都とか、水の都のベネチアだとか、都を特徴づけるものが前に持ってこられて、それが「住まい」というところなんですけれども、住宅都市の価値を高めるというのが、この間、現基本構想の基本理念だったんですけども、先ほども御答弁しましたように、若干住宅都市というのはハードのイメージが強いから、「みやこ」という言葉を平仮名で表現して全てを包摂していく。例えば、住んでいる人の思いだったり、文化だったり、そこに至るまでの歴史だったり、そういった住みよさというものをトータルに表現していこうということで、「みどり豊かな 住まいのみやこ」というふうにしなす調整部会で判断したところでございます。そこに住む人々の幸せや安寧を象徴的に示す言葉という意味合いで表現したところでございます。解説を入れてございますけれども、審議会でも基本的にきちんとその辺のところは区民に説明していく必要があるだろうということもございますけれども、できるだけキャッチーに短く整理をしていくことが理解のベースになるということで、そういう点も含めて、説明会等の場で説明していくという段取りになってございます。

また、東日本大震災のときに区民が立ち上がって多額の義援金が集まったというくだりでございますけれども、実は平成23年の3月16日にはもう実行委員会が立ち上がって

おります。ですから、素早い動きで5日後には区民の多くの団体が立ち上がって、結果的に6億の義援金が集まったんですけれども、南相馬市もそうした区民の思いを意気を感じて、同年に南相馬市のみらい夢基金を条例化しまして、条例の本文の中に、杉並区民の義援金を次世代や復興の原資に充てていくという条例をつくってございます。

こうした動きというのは、区民の行動力に支えられてこうした成果が現れていますし、南相馬市の復興に寄与してきた。6億を当時の54万の区民の人口で割ると、1人当たり1,100円なんですね。1,100円の寄附が集まったということはあまり例がなくて、子供も含めて50万区民1人が1,100円寄附したという金額に値するものなので、これはこれで特筆すべき事柄であったし、それがスクラム支援の区を取組を後押しした、そういう認識が記載されていると考えております。

私からは以上です。

情報・行革担当部長 私からは、デジタル用語についてのお尋ねにお答えしたいと存じます。

新聞やニュースにおいても、アルファベットあるいは片仮名でデジタル用語が使用されてございまして、正直、意味も理解しないうちにその用語を使っている場面が多々あるかと思っております。そういう中で、審議会におけるデジタル化の議論を通じまして、区民の皆様にも正確に御理解を深めていただきたく、基本構想の文案の中でも注釈を入れた次第でございまして、また、御議論いただきました部会員におかれましては、用語の表現の仕方につきましても十分に精査されたものが記載されていると認識しているところでございます。

私からは以上でございまして。

企画課長 私からは、残りの御質問にお答えいたします。

まず、まちづくりの分野で区内18駅という記載についてのお尋ねがあったかと思えます。確かに、御指摘いただいた駅は所在地が区内ということにはなりますけれども、区境の区民の方たちに関する議論も審議会の中ではあったと認識はしております。隣接自治体と連携して人の移動あるいは人の流れを促進するようなまちづくり、そういった必要性に関しても議論があったと記憶してございまして、いただいた御意見につきましては、審議会に伝えてまいりたいと思えます。

また、健康・医療の分野で、非常時の地域医療体制のことに触れられておりました。具体的にどういうイメージでというようなお尋ねだったかと思えます。これについては、危機管理体制といたしまして、災害時に基幹的な病院と身近なクリニックとが、例えばオンラインで連携して診療対応などをしていくといったイメージ、あるいはICTを活

用して非常時の体制をしっかりと構築していく、そういうような議論が行われてきたと認識しております。

最後に、環境施策について、水素自動車も含めた議論、何かあったでしょうかという御質問だったかと思えます。環境負荷の軽減のための区全体の取組については、これまで以上に重要になってくるという認識は、広く共有されて議論が行われていたものと認識しております。区が導入しております水素自動車に関する直接的な議論はなかったものと記憶しておりますけれども、例えば電気自動車の普及ですとか、車の利用そのものを減らすために地域の交通の在り方を考えていくべきなど、幅広い議論が行われたと認識しております。

議長 以上で太田哲二議員の質疑を終わります。

続きまして、新城せつこ議員。

新城議員 それでは、私からも何点か質問させていただきます。

まず、現基本構想、そして今回の新基本構想をつくるに当たって区が最も注意し配慮した点は何かを確認します。

部会に分かれて審議が行われていますが、各部会の議論の中で共通に出された課題などありましたら、お示してください。

各部会や審議会における議論を聞いていて、区として最も学んだと思える点があればお聞きします。今後、総合計画、実行計画をつくるに当たっての感想があれば、お示してください。

理念についてです。前回は基本構想の理念を「①安全・安心を確保する」「②住宅都市杉並の価値を高める」「③支えあい共につくる」としていたのを、今回の基本構想を貫く3つの基本理念で、前回3番目であったものを「認め合い 支え合う」として1番目に、「安全・安心のまち」を2番目とし、3番目に「次世代を育み 引き継ぐ」を入れました。理念をこのようにするに当たって、どのような議論があったのでしょうか。

目指すまちの姿についてです。第3章に杉並区が目指すまちの姿を「みやこ」という言葉で表現されています。意見や議論については何度か答弁をいただいておりますので、ここは割愛をさせていただきますが、広辞苑で「都」について調べてみました。広辞苑では「①帝王の宮殿のあるところ。②天皇が一時仮に居所とした行宮をもいう。③首府、首都。④（田舎に対して）人口が密集し、政治・経済・文化などの中心地となる繁華なところ。都会。」となっています。

杉並は、いわゆる田舎と対比される都会ではなく、住宅地であるとともに、地域のよい伝統や田舎に残されたよいものを継承してきたまちであり、都のイメージとは大分違

うように思います。確かに、水の都、杜の都などがあります。「住まいのみやこ」と表現する以上は、杉並の住まいに独特のものがあるということで使われたのか、疑問です。7つある議会の会派の中で、私で4人の疑問が出されました。ぜひ審議会に対しては、誤解が生じるような表現については用いないことも含め、再考を求めています。

将来像についてです。前回は将来像を実現するために5つの目標を設定しましたが、今回は分野ごとの将来像を8点掲げています。前回の1から3までの目標は今回の1から3までの分野にほぼ収められ、前回の4つ目の目標「健康長寿と支えあいのまち」が、今回は4、超高齢化社会と5、福祉・地域共生の分野に分かれ、前回の5つ目が6、子ども分野、7、学びの分野、8、文化・スポーツの分野に分けて具体化されています。この分け方について審議会ではどのような意見があったのか、その項目の分け方はどのような考えで示されたのかを聞きます。

分野ごとの課題についてです。

防災について。まちづくりにも関連しますが、良好な住宅街を維持する政策が必要です。相続で土地が売却され、無秩序に開発をされています。私の住む地域で、木密地域に居室が7平米しかない5棟38世帯のアパート建築が投資を目的に計画され、問題となっています。東京都の住宅条例では、居室7平米を満たしていれば許可されているようですが、住宅都市杉並にふさわしい住宅の在り方に、基本構想に一定の理念を示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

「気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち」についてです。

気候危機は世界的、地球規模の大きな課題という認識については賛成します。一方で、海と生物を脅かしているプラスチックについて、世界的取組が始まっており、プラスチック削減は基本構想に表現として明記してほしいが、この点はいかがでしょうか、求めています。

脱炭素社会の取組で、菅政権は原発推進を打ち出しています。前回の基本構想策定が2011年、3・11と原発事故の直後でもあり、放射能対策とエネルギー問題の課題が「はじめに」で触れられました。前回は、第4の目標「健康長寿と支えあいのまち」の(1)に、食の安全確保や感染症予防などの健康危機管理対策に続き、「放射能対策にも取り組みます。」と記されていました。今回は、原発に関しては多様な意見があり、一律に言及しないという点は理解します。しかし、原発が存在している以上、事故に備え、食の安全や放射能対策は引き続き触れておくべきと考えます。健康・医療、(1)、「『人生100年時代』の健康長寿社会」に続き、「食の安全確保や感染症予防などの健

康危機管理対策、放射能対策にも引き続き取り組みます。」と入れてほしいが、いかがでしょうか、その点をお伝えください。

「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」の取組の方向性について。「国籍や性別、年齢の違いや障害の有無、性的指向や性自認等に関わらず、お互いを理解し合うための機会や場所を身近な地域につくることなどを通じ、」とされていることは重要と考えます。同性婚を認めないのは憲法違反とした札幌地裁判決もあり、社会的流れとなっていることを理解しています。性的指向、性自認を含めた4つの項目を表現したことについて、どのような意見があったのか、伺います。

LGBTs当事者の要望に向き合い、行政としてできることは実現する姿勢が問われ、審議会答申で明確にされたことは大変評価しています。その点もぜひお伝えください。

第5の1の(1)、「地域に開かれた新たな協働の仕組みをつくる」について。対等な立場で地域の課題を解決していくと言っていますが、自治体の責任を明確にする必要があると思います。責任の所在についてどのような議論があったのでしょうか。

従来の協働の担い手はいわゆる非営利団体だったと思いますが、新たに企業や個人事業主、金融機関など営利団体を加えることとなった議論の経過を確認します。

協働の定義についても、構成委員からはどのような意見が出たのでしょうか、確認します。

「新たな時代に向けた区政経営を推進する」項目の職員の育成で述べられていることは、正規職員のことを言っているのでしょうか。委託の窓口業務職員も含めて、区役所で働いていれば、区民からは全てが区の職員と捉えられています。「性別を問わずすべての職員」とは、区で働く全ての職員という認識でよいのか。今、会計年度任用職員が採用されていることから、「性別を問わず」の後に「正規、非正規、委託職員それぞれの勤務環境づくり」としてほしいが、いかがでしょうか、求めます。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 私からは、基本構想の理念と「みやこ」、この2点についてお尋ねにお答えいたします。

基本構想の理念ですけれども、現行の基本構想は理念は3つ、「安全・安心を確保する」「住宅都市杉並の価値を高める」「支えあい共につくる」ということを挙げてございました。今回が「認め合い 支え合う」「安全・安心のまち つながりで築く」、3点目が「次世代を育み 引き継ぐ」という内容でございます。

今の基本構想は、東日本大震災がさなかに発生しましたので、最初に「安全・安心を確保する」というものを、そういう背景もありまして持ってきているところです。

今回、特に順序に軽重はつけていないんですけれども、強いて挙げれば、「認め合い 支え合う」という考え方が最初に置かれているのは、平時でも危機下でも、認め合う、支え合うということが全ての基本として欠かせない、そういう認識に立っているのかなと考えられるところでございます。

この3つの理念、どういう形で議論がなされてきたかというところですが、各部会審議で、私どもみんな中に入って審議の状況というのはつぶさに事務局として関わっておりますけれども、分野横断的に大体こういう考え方が共通項で出されてきておりまして、それを幾つかキーワードで引っ張り出してきて、そこでまた議論をして、全体としての議論の中で、理念として掲げるのはどれかということで、横断的に考え方として全部通底する理念であるということで、これが設定されたものと考えています。

また、「みやこ」については様々御意見をいただきました。先ほども御答弁しましたけれども、まちの姿の文面のところで、関東大震災以来の農村のたたずまいから現在の住宅都市へとまちの姿が変わっていった、そこで住民かたぎといいますか区民かたぎなんかについても記述しています。こうした区がたどってきた変遷と変わることのないよき住民性を含めて、現基本構想の理念の1つであった「住宅都市杉並の価値を高める」という表現、これを全て包摂して、「住まいのみやこ」というところに、よき住まいの都であってほしいという願いを込めた表現ということでございますが、第5回の、一番最後のこの前の全体会の中では、これについてはどなたからも特に否定する意見はなく、これが承認されたところでございますが、議会の中ではそういう御意見もあったので、改めて審議会には伝えてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

企画課長 私から、残りの御質問にお答えいたします。

まず、審議会を運営していく事務局として、サポートする中で区が最も注意し配慮した点というふうなお尋ねがございました。事務局といたしましては、多種多様な御意見を最大限尊重しつつ、できる限り意見が出しやすい雰囲気づくりを心がけなければならないというところに意を用いてきたのかなと思っております。具体的には、事務局と委員の間の意見交換に終始するというようなことではなく、まさに審議会の委員の皆さん同士で意見交換が活発に行われるようにということを特に心がけて意識してきたかなと思っております。

また、各部会で共通に出された課題などにつきましては、答申案の3ページから5ページにかけてあります「区を取り巻く環境変化と対応」に記載のある6項目、また3つの理念、そういったものがまさに共通に語られてきた課題であると認識をしております。

それから、区として議論を聞いていて最も学んだと思える点、感想ということでございましたけれども、私含めて事務局としては、公募で委員になってくださった区民委員の方が非常に杉並区に寄せる思いを強く持ち、そういう思いを間近にお聞きすることができたのかなと。杉並区民が持っている底力というか力につきまして、大変心強く感じた点かと率直に感じております。今後総計、実計を策定するに当たっても、そうした区民の皆さんが持っている力をしっかりイメージしながらプランをつくっていかなければならない、そういう決意を改めて感じたところでございます。

続きまして、将来像、5つの目標から8つの目標にといったところでの、その分け方に関する御意見、どういうものがあつたかというお尋ねがございました。これは先ほど他の答弁でも申し上げましたが、部会でテーマとして議論された内容を分かりやすく区民に伝えていく、お示ししていくという観点から、分野を幾つに分けるかという議論が行われたものと受け止めております。例えば、「みどり」ですとか「産業」といった分野は単独で設定してもいいのではないかと、また逆に、これはまとめてお示したほうがいいんじゃないかと、そういう具体的意見もございましたけれども、最終的には調整の中で、現在の8つの分野で示すことになったものと認識しております。

それから、具体的な分野ごとの課題につきましては、住宅の在り方、またプラスチック削減についての基本的姿勢、さらに健康危機対策や放射能対策、そういった分野に対する御意見ということで、しっかり審議会に伝えてまいります。

また、「すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち」の4つの多様性についての記載のことでの御質問がございました。これは、今回お示ししている理念にもあります「認め合い 支え合う」という共通認識の中で議論が行われる中で、部会あるいは全体会、調整部会での様々な意見を集約する中で、今日的な課題として盛り込むことが妥当ではないかということで、現在の表現になっているものと認識しております。いただいた御意見については審議会にお伝えしてまいります。

また、協働に関しまして、自治体の責任の所在ということでの御質問がございました。もちろん行政としての責任についてはあるところでございます。その上で、区民との関係が上下という関係ではないというような御意見もあつたように記憶しております。自治体も地域の課題を解決するための地域の多様な主体の1つという位置づけということも意識しながら新たな協働を考えていくという意見があつたものと受け止めております。

また、従来の協働の担い手が非営利団体だったということでの、協働の定義についての委員の意見ということでございました。これにつきましては、第4部会において、今の基本構想の下で行われてきた協働の取組について、従来の協働の定義、原則、これ

はおおむねその方向性を評価できるという意見だったと認識しています。ただ、協働そのものが目的化していなかったでしょうかとか、あるいは定義や原則は明確ではあるけれども、具体的に協働で何をしていくのかという、いわゆる協働の実相という観点については課題があるというような御意見をいただいたものと受け止めております。

最後に、区の職員についての御質問でした。ここで言及をされている区職員については、常勤、会計年度任用職員を含めた区の職員というような議論だったかなと思っておりまして、委託先の従事職員までを念頭にした検討、議論が行われていたわけではないのかなという認識はございます。ただ、御指摘いただいた御意見については、審議会に伝えてまいります。

私からは以上でございます。

議長 以上で新城せつこ議員の質疑を終わります。

続いて、松本みつひろ議員。

松本議員 自民・無所属・維新クラブを代表して、基本構想答申案について大きく8つの点で伺います。

まず、基本構想の策定に向けた今後のスケジュールを確認します。

今回の基本構想策定について、現基本構想と比較してのプロセスにおける特徴、また、つくりの特徴について伺います。

区民アンケート等の実施結果についても参考資料としていただいておりますが、それも含めたところで、区民意見聴取について、これまで行ってきた取組及び今後予定している取組を確認します。

また、本日の全員協議会で行われた質疑は、基本構想審議会委員にどのようにフィードバックされるのか、確認します。

諮問文には、「概ね今後10年程度を展望した杉並区基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議し、下記について答申するよう」という記載がありますが、「概ね」とした理由を確認します。

「はじめに」の部分に移ります。

「はじめに」の文章に度々出てくる「私たち」という単語について確認します。この文章の主語は何になるのか、「私たち」という言葉は具体的に誰を指しているのか、確認します。

この答申をそのまま議案として提出する予定か、伺います。

3段落目には、新型コロナウイルス感染症を契機とした人々の価値観等に対する変化について触れる箇所があります。新型コロナウイルス感染症の影響については、ワクチ

ン接種の状況や変異株の展開などが現時点で見通し切れていないこともあり、事情の変化を敏感に捉え、表現を精査していく必要があるのではないかと考えますが、事務局の見解を伺います。

(4)、「区を取り巻く環境変化と対応」について確認します。

この答申案における「区民」の定義は、杉並区自治基本条例第2条と同一と考えてよいか、確認します。

その上で、「⑤共に認め合い、つながる社会」について、国籍や性別、年齢や障害の有無に続いて、性的指向、性自認が明記されています。性別が挙げられている中で改めて性的指向、性自認が追記されていることに、率直に違和感を覚えています。同様に考えるならば、国籍だけでなく、人種や民族、肌の色、宗教等がなぜ例示されていないのかと感じます。まず、他区の基本構想にも明記されている文言なのか、確認します。

いわゆる同性パートナーシップ条例を制定している渋谷区の基本構想では、「人種・性別・年齢・障害の有無を問わずすべての人が」という表現を用いています。共に認め合い、つながる社会をつくる上で、杉並区の答申案が性的指向や性自認を殊さらに強調している意図を確認します。性的指向や性自認を削除し、「国籍や性別、年齢や障害の有無等にかかわらず」などとすべきではないかと考えますが、事務局の見解を求めます。

3、杉並区が目指すまちの姿について伺います。

先ほど来、「みどり豊かな 住まいのみやこ」について質疑がされておりますけれども、それに関連して、現行の「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市」は「杉並」と続きますが、今回も「みどり豊かな 住まいのみやこ 杉並」という表記を念頭に置いているか、また書き方は現行と同じく漢字を想定しているか、伺います。

商業や教育などの魅力、また答申案にある杉並の歴史からくる誇りなどを「みどり豊かな 住まいのみやこ」として表現できていると考えるか、見解を伺います。

4、分野ごとの将来像と取組の方向性についてそれぞれ伺ってまいります。

防災・防犯について。全体を通して、自助・共助・公助の観点に立った際、共助・公助の要素は見受けられるのですが、自助に対する取組の方向性が見られません。審議会での議論を確認します。

健康・医療について。(2)に「ICTの活用などにより、区民一人ひとりがそれぞれの状況に合った」という記載があります。デジタルツールによるアウトリーチの実現や申請主義の打破について、審議会でのどのような議論がなされていたか、確認します。

子どもについて。「主人公」という言葉が使われていますが、実際には、親をはじめとする大人に守り育てられ、導かれていく側面も多分にあります。そのような点と取組

の方向性はどのように整理されているか、伺います。

学びについて。「AIを活用した知識創造型のまち」という文言がありますが、これをどのようにイメージしたらよいか、審議会での議論を確認します。

5、区政経営の基本姿勢について伺います。

2025年を目途とした自治体情報システムの標準化、共通化等の国の動きに関する審議会での議論を確認します。

3、未来につなぐ区政経営の推進では、「時代やニーズの変化に弾力的に対応できる財政基盤を構築する」という項が設けられました。偏在是正措置や担税力の低下を踏まえた既定事業の見直し、スクラップ・アンド・ビルドなどの財政健全化について言及が弱いように感じられますが、審議会でもどのような議論があったか、確認します。

また、審議会の中で使われた資料48「第4回全体会で出された主な意見及び追加提出のあった意見と修正内容等について」から、1点確認します。No.60「子供や孫の世代にツケを回さない観点からという意見を区政経営の基本姿勢全体を通して表現」とのことですが、具体的にどの辺りに反映したのか、伺います。

以上で質問を終わります。

議長 ただいまの質疑に対し、答弁をお願いいたします。

政策経営部長 私からは、財政の健全化についての言及が弱いのではないかと、審議会でもという議論があったのかということについての御質問に、まずお答えします。

審議会では、具体的にふるさと納税の税の流出だとか、国の税制改正によって、特別区にとって非常に厳しい状況が続いていくだろうという言及もございました。さきにも御答弁しましたけれども、企業との比較の中で、例えば住民サービスの標準を示すことによって職員数等のリソースの適正性を判断していく必要性だとか、今後10年の資源等の構造を見詰め直して、何が必要になるのか見える化していく、選択と集中だとかそういう言及があって、そうした議論が交わされたところです。

健全財政の言及が弱いという御指摘がございましたけれども、部会審議の中では、健全財政をどう極めていくかという点については、子細な議論はございませんでした。当然、財政健全化というのは、今日的にはその意識が自治体組織の中にビルトインされているという認識を各委員がお持ちだったのではないかなと受け止めております。

ただ、これも今までも御答弁しましたけれども、自治体経営の処方箋として、収益を生み出すということについては、皆さん部会審議の中で一致してそうしたことを表現して、区が本気度を出して収益確保の取組を強化する、行財政基盤の強化だけじゃなくてサービスの向上に努めていく、そういう打ち出し方を行っていくべきだという議論が展

開されたところでございます。行財政運営の記述が弱いとの御指摘でございましたけれども、事務局としてはそうは思っておりませんが、記述については、全体のバランスの中で書き込まれているのではないかなと思っています。

もう一つ、子供や孫にツケを回さないという表現を入れたらという1人の委員からの意見の取扱いについて、これを基本構想審議会の答申文案にどう反映したかというところで、区政経営の基本姿勢全体を通して表現というその意味でございますけれども、例えば健全財政の確保だとか、施設の長寿命化や再編整備だとか、区政経営の構造改革の推進だとか、安定的で強固な財政基盤の構築だとか、そうしたところに表れているところでございます、「未来につなぐ区政経営の推進」の項で十分に表現されているのではないかなと、事務局としては受け止めております。

私からは以上です。

情報・行革担当部長 私からは、システムの標準化等へのお尋ねにお答えしたいと思います。

区のデジタル化の現状を説明する資料の中で、国における情報システムの標準化、共通化の推進という内容を記載いたしました。部会においては、この標準化、共通化についての具体的な議論は、残念ながらございませんでした。委員の皆様は、区民の利便性の視点、そしてデジタル化に向けた課題の観点からの議論が中心だったと認識しているところがございます。

企画課長 私からは、残りの御質問にお答えいたします。

まず、今後のスケジュールということでございましたが、先ほどから御案内のとおりで、6月15日から7月21日までパブコメを実施いたします。その後、審議会の調整部会、全体会において、対応方針、パブコメへの対応を検討いたしまして、9月中旬までには答申をまとめ、区に答申をいただくことになってございます。議会には9月末までには提案し、御審議いただいた上で、10月に御議決いただきたいというのがスケジュールとして想定しているものでございます。

現構想とのプロセスあるいはつくりの面での特徴ということでございましたが、現構想につきましては、基本構想と総合計画、実行計画の策定がほぼ並行して進められておりました。今回は基本構想の御議決をいただいた後に計画案をお示ししていくこととなるものと考えております。区民にとっての分かりやすさ、あるいは各目標のボリューム感などから、8つのテーマ、分野に分けて構成したという点が特徴かと存じます。

また、今後予定している取組を含めた区民意見聴取についてでございます。新しい基本構想の策定に当たりまして、3,000名の無作為抽出の区民アンケート、また職員向け

のアンケート、さらには中学生、外国人など多様な意見を聴取する取組、また、比較的基本構想の認知度が低い若者を対象にした区民懇談会を実施いたしまして、これらの結果を審議会にお伝えしてまいりました。また今後でございますが、パブリックコメントは30日以上となっておりますけれども、1週間期間を延ばしまして、7月21日まで行っていきたいと思っております。

続きまして、審議会の委員に今日の質疑がどのようにフィードバックされるのかといった御質問、また「概ね」という表記についての理由ということでございました。

審議会の調整部会、また全体会に対して、本日の質疑でいただいた御意見の内容をお示ししていきたいと思っております。

また、諮問文に「概ね」と記載した理由でございますが、時代の変化がさらに激しくなっている状況で、終期となる時点の前後の社会状況、またその時点での区政の置かれている状況を的確に捉えた検討が柔軟に行えるよう、一定の弾力を持たせた期間設定をすべきではないかという考え方から、「概ね10年程度」ということで諮問したところでございます。

次に、「はじめに」の文章の中に「私たち」という言葉が出てくるといったことについての御指摘、御質疑でした。「私たち」という表現は、審議会委員も含めた区民、区に関わる主体全体ということで理解をしているところでございます。

議案としてそのまま提出するのかということは、現段階では確定的なことは申し上げられません、最大限尊重すべきものと捉えているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、答申までの間の状況変化については注視をして、最終答申にどういう形で盛り込むのかということについては、審議会の中でも必要な御議論が行われるものと認識しております。

それから、「区民」の定義ということでございますが、これにつきましては、自治基本条例の定義と同じものではないかなと理解しております。

また、性的指向、性自認について、他の自治体での状況でございますが、中野区の基本構想には、同じ文言が見られるということで確認しているところでございます。この用語につきましては、部会での議論あるいは委員の追加意見なども踏まえ、調整部会での議論なども経た上で記載されたと認識しておりますけれども、いただいた御意見につきましては、審議会にお伝えしてまいります。

また、「みどり豊かな 住まいのみやこ」の後に「杉並」という言葉が続くかということでしたが、現時点ではそこまで完結で、「杉並」という言葉は続かないということで、審議会ではそういう議論ということでございます。

また、「住まいのみやこ」という言葉につきましては、先ほど来御答弁申し上げておりますが、杉並の魅力や特性を包含することのできる表現として示されたものと受け止めております。

分野ごとの将来像について議論の確認ということで、まず防災・防犯の分野でございます。自助に対する取組に関しましては、各個人の意識や行動がまずもって重要で、それを区民全体にどう広げていくか、そういう視点が求められるという趣旨の御意見はあったものと認識しています。防災だけでなく、医療・福祉といった分野でも、公助のみに頼るということではなく、自助・共助あるいは互助といったものも含めた総合的な視点が必要だというような認識の下での議論が行われていたと理解しています。

それから、健康・医療の分野についてですが、申請主義の打破というような御意見は特段なかったものと認識しています。アウトリーチについては、パーソナライズされた情報の提供、あるいは必要なときに必要な医療が受けられる仕組みといった議論があったかと存じます。

また、子どもについてですが、親や地域を含めた大人による子供を育む環境の育成あるいは地域づくりといった観点、社会全体で子育てを支援するといった要素が盛り込まれた議論があったものと認識しています。

それから、学びについての「AIを活用した知識創造型のまち」についての議論でございますが、AIはあくまでもツールなんだということを強調する文脈の中で、人間がAIに使われるということではなく、人がAIを活用することで個別の学びを深めながら、その学びの結果を一人ではなくて周りの人と共有して教え合って新たな価値や知識をつくり出していくというような議論だったものと理解しています。

いただいた御質問については、以上でございます。

議長 以上で松本みつひろ議員の質疑を終わります。

なお、ここで、先ほどの野垣あきこ議員の質疑につきまして改めて理事者の答弁を、答えられる範囲で結構ですので、再度お願いいたします。

企画課長 先ほど私の審議会の事務局としての答弁、御説明に足りない点がございました。いただいた御質問のうち、審議会で審議されてきた内容に関することについてお話しいたします。

まず、審議会での、理念についての御審議の内容でございます。誰一人として取り残さない、また安全・安心なまちを築き、歴史を次世代に継承していくという視点について理念に盛り込まれておりまして、これは憲法や自治法の考え方にもそぐうものと認識しているところです。

また、「みどり豊かな 住まいのみやこ」につきましては、多くの委員が杉並区の特徴の1つとして緑豊かという印象を強く持たれており、また、住宅という区のイメージは区内外に定着しているものと考えております。次世代においてもこういった特性を発展させ続けるという思いを込めて、このようなまちの姿で提示されたものと認識しております。

また、審議会において、地域の住民、事業者の置かれている厳しい生活実態を踏まえた議論があったかどうかというようなお尋ねがあったかと思っております。これにつきましては、社会全体を俯瞰した視点だけでなく、区の現状も踏まえた内容の議論が行われて答申案になっていると認識しております。

それから、住宅の関係でございますけれども、これにつきましては、独居高齢者への対応施策について具体的なものがなかったではないかというようなことでもございました。これについては、意見として審議会に申し伝えてまいります。

それから、公衆衛生の分野で、コロナについての記述は、先ほど他の議員の方に御答弁申し上げましたが、審議会の中で、コロナの記述は今の段階では控えるべきではないかという意見もあった中で、このような内容になっているものと認識しております。

また、コロナ以外の感染症も含めた公衆衛生の体制についての懸念、こうした意見が審議会であったかというようなこともあったかと思っておりますが、これについては、感染の拡大等を踏まえて、今後の地域医療体制の強化については様々な意見があったものと承知しています。

子どもの権利条約に関しまして、これにつきましても意識した議論はなされていたと認識しております。さらに、子どもの意見表明権との関係につきましても、部会審議において議論がたくさんございました。現在答申案としてお示ししているものは、そういった総合的な議論の結果ということで承知をしています。

都市計画道路の記載については、御意見として審議会に伝えてまいります。

それから、みどりの分野でございますが、将来像に「みどり豊かな」というフレーズが入っていると同時に、緑の保全、創出の視点はしっかりと記載されている、そういう議論があったことを踏まえて記載されていると認識しております。

最後に、文化芸術につきましては、抽象的な内容であるということで、そのことについても、意見として審議会にお伝えしてまいります。

以上でございます。

議長 これをもちまして杉並区基本構想答申案についての質疑を終了いたします。

以上で本日の全員協議会を閉会いたします。

(午後 3時35分 閉会)